

京都の文化財

第二十一集

京都府教育委員会

序文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の文化財だけでなく、府内各地の身近な文化財に対する新たな関心がはぐくまれてきました。こうした文化財は、京都の歴史や文化を理解する上で、また新しい京都の文化を創造していく上で大変重要な意味を持つています。これらの文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎いしづえとして有効に活用することが、これから生涯学習社会においてますます大切になってきています。

京都府教育委員会では、条例に基づく第二十二回目の指定、登録、決定を行い、平成十六年三月十九日付けで公示しました。今回の指定、登録、決定は十五件で、これまでの合計は六五八件となりました。このうち、三十九件が国の重要文化財等に指定され、そして登録文化財二件の取消しにより、現在の指定、登録、決定等の実数は六一七件となっています。

この『京都の文化財』第二十二集は、今回指定、登録、決定を行った文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関各位に多大な御協力をいたいたことに感謝申し上げますとともに、本冊子が府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成十六年十一月

京都府教育委員会

教育長 武田

謹

凡例

一、本図録には、第二十二回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収めている。

二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごとごとし、各種別内においては指定・登録の順とした。

三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。

名称 員数 (指定・登録の別)

所在地の住所

所有者

法量 (単位はセンチメートル)・構造形式等

時代

解説

四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者名を記した。



目 次

序 文 凡 例

木造扁額　額文「経王堂」
京都市（大報恩寺）……………20

古文書

諸国寺社勧進帳縁起類

春屋妙葩墨跡　遺偈

京都市（曼殊院）……………22
京都市（鹿王院）……………25

有形文化財

建造物

龍光院

黒田廟、禹門、寮、小庫裏

京都市……………1

無形民俗文化財

風俗慣習

亀岡祭山鉾行事

京都市……………31

考古資料

家形埴輪

私市円山古墳出土品

京都府（山城郷土資料館保管）……………26
京都市（綾部市資料館保管）……………28

善法律寺

本堂（附玄関）、書院、靈屋、表門

京都市……………4

本堂、表門

八幡市……………7

史跡名勝天然記念物

天然記念物

質志鍾乳洞

京丹後市……………33

美術工芸品

絵画

紙本著色草花図

宮津市（智源寺）……………11

彫刻

木造慈恵大師坐像

大山崎町（宝積寺）……………14

工芸品

豊臣秀吉受贈明冠服類

京都市（妙法院）……………17

文化財環境保全地区

多久神社文化財環境保全地区

京丹後市……………35

文化財紹介シリーズ「文化財環境保全地区編」

京都府文化財環境保全地区一覧表……………37

京都府指定・登録等文化財・文化財環境保全区

及び選定保存技術件数一覧

京都市指定・登録等文化財市町村別件数一覧……………46

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

京都市（妙法院）……………47

建 造 物

龍光院

四棟 (指定)

京都市北区紫野大徳寺町
宗教法人 龍光院

黒田廟
禹門
寮
小庫裏

(一棟) 桁行三間、梁行三間、一重、寄棟造、銅板葺

(一棟) 一間一戸向唐門、檜皮葺

(一棟) 桁行一二・〇メートル、梁行八・一メートル、一重、南

面寄棟造、庇及び唐破風付、西面庇付、北面小庫裏に接続、東面玄関附属、入母屋造、西面八畳、廊下附属、両下造、書院に接続、棧瓦葺

(一棟) 桁行一一・〇メートル、梁行六・一メートル、一重、両

下造、南面寮に接続、北面増築部に接続、棧瓦葺

建立年代 黒田廟 慶長十三年 (一六〇八)
禹門 江戸時代前期
寮 江戸時代前期
小庫裏 江戸時代前期

龍光院は、大徳寺塔頭の一つであり、本山西の玉林院の南側に位置する。慶長十一年(一六〇六)に黒田筑前守長政が、父孝高(法号如水、天文十五年(一五四六)~慶長九年(一六〇四))の菩提のため、春屋宗園を開祖とし、江月宗玩(元龜二年(一五七一)~寛永二十年(一六四三))を迎えて創建した。記録によると、一年後の慶長十三年(一六〇八)には諸施設が完成していく、方丈、庫裡、二階書院、居間書院、衆寮、内倉、雜倉、卵塔などが建ち並んでいた。

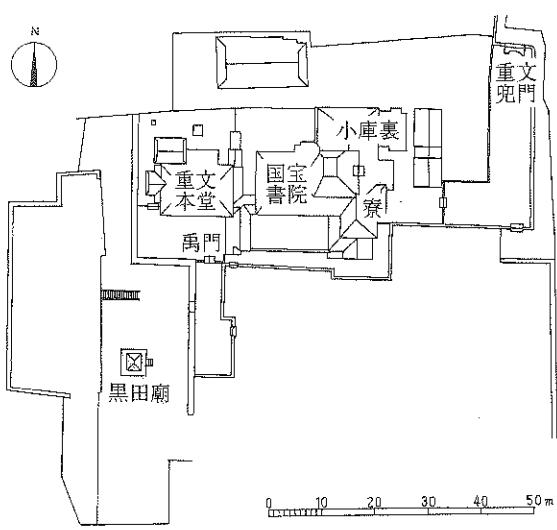
その後、寛永二十年に江月宗玩が歿すると、慶安二年(一六四九)に昭堂(現本堂)を改築し、茶室密庵を含む書院など、境内の建物の整備が行われた。禹門、寮、小庫裏もこの頃に建てられたと考えられる。

天保十四年(一八四三)に奉行所に届出した絵図では、ほぼ現状の建物配置となっているが、明治年間の廃仏毀釈により、客殿(方丈)、大庫裏等が失われ、現在に至る。

なお、書院が国宝に、本堂・盤桓廊・兜門の三棟が、重要文化財に指定されている。

黒田廟は、境内西側の墓地に建つ。慶長十三年(一六〇八)の記録『相渡申立具覺之覚』には「卯塔」と記されている。黒田如水は慶長九年(一六〇四)に歿していることからも創建当初の建物と考えられる。

建物は東面し、切石積基壇上に建ち、方一丈(約三メートル四方)の規模をもつ。正面中央間に両開棧唐戸を吊り、他は、内外とも貴を現した漆喰壁で仕上げる。屋根は現在、寄棟造、銅板葺であるが、当初は檜皮葺であったと考えられる。



龍光院 配置図

内部は、四半敷で、如水(北

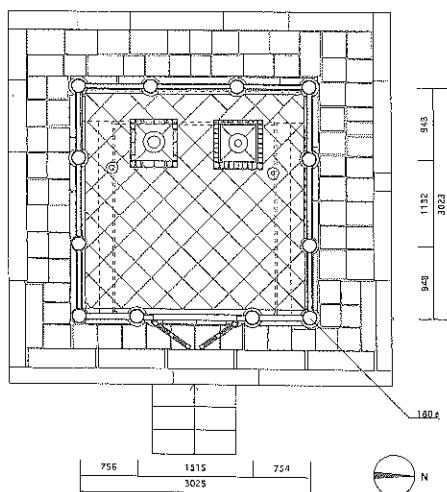
側)

と、同夫人(南側)の五

輪塔が並んで祀られる。天井は鏡天井とし、壁面三方に一段の位牌壇を備えるが、これは明治以降の改造と考えられる。

当廟は小型の建物であるが、良材を用い、彫物等細部が極めて丁寧に仕上げられており、価値が高い。また、龍光院創建当初の建物として

貴重であるとともに、大徳寺山内における数少ない大名家の靈屋遺構の一つとして、旧天瑞寺寿塔覆堂〔天正十九年（一五九一）、明治二十五年（一九〇二）に神奈川県三溪園内に移築、重要文化財〕や、芳春院靈屋一棟〔慶長十九年（一六一四）、元和三年（一六一七）、京都府指定文化財〕と並び重要である。



龍光院 黒田廟 平面図

禹門は、本堂（昭堂）の南側に位置する向唐門である。建立に関する資料は見出せないが、

「禹門」の二字と漢詩の彫られる扁額が掛かる。寺伝によると

「禹門」の二字は、松花堂昭乘〔天正十一年（一五六二）～寛永六年（一六三九）〕の筆蹟で、

漢詩は「禹門」のいわれであり、江月宗玩の筆とされる。それに前庭にあつた這柏檜の木の

枝が、海原を進む龍のように門に向かって延びている様であるのでこの二字を

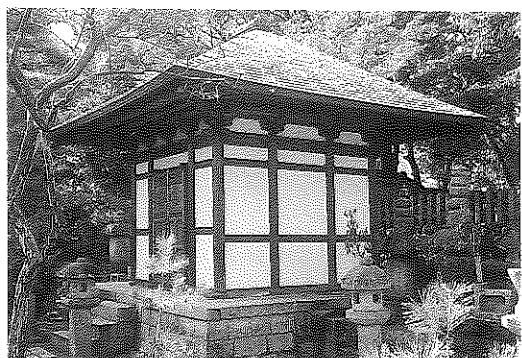
掲げたとある。

現本堂は、慶安二年（一六四九）になつて改築されたものであり、禹門も部材の風蝕、彫物の形状等から、この頃までには建てられていたと考えられる。

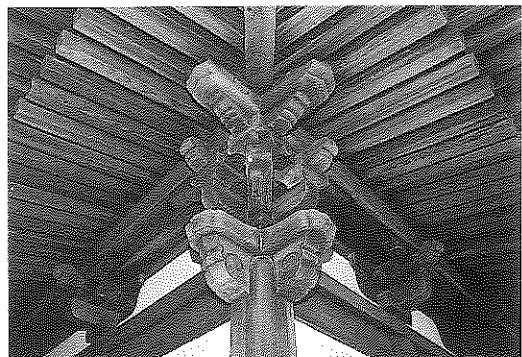
当門は、小規模な門であるが、良材を用い、頭貫に繰形を施すなど意匠も巧みな点などが評価される。また、龍光院の施設の変遷を知る上で貴重な遺構であり、盤桓樓の千鳥破風、唐破風と並んで配置され、本堂南側の景観を一層惹き立てている。

寮は、天保十四年（一八四三）届出の絵図に記されているが、明治二十五年（一八九二）に有栖川宮家の寄付より、現在の玄関が付加されたことが、明治二十八年（一八九五）の『龍光院・雲林院明細帳』により判明する。

寮の建立に関する資料は明らかでないが、書院が少なくとも寛永から慶安にかけて現状のようになつたことと、書院からの一連の化粧材で廊下が造られて



龍光院 黒田廟 正側面



龍光院 黒田廟 組物詳細

いることから、江戸時代前期まで遡る遺構と考えられる。

軸部は、面取角柱を主体に構成し、廊下側は、書院からの一連の長押で固める。天井は、内部を棹縁天井、廊下を化粧屋根裏とする。

屋根は、南北に棟を置き、北は小庫裏に続き、南は寄棟造とし、廊下部分は庇とする。廊下部分の南端は唐破風造とする。玄関は東側に入母屋造の屋根を突出させる。現在棟瓦葺であるが、当初はこけら葺であったと考えられる。

当建物は、盤桓廊、書院とともに、明治期に失われた客殿の北側の状態を今日まで伝えており、大徳寺塔頭建築の構成を知る上でたいへん貴重である。

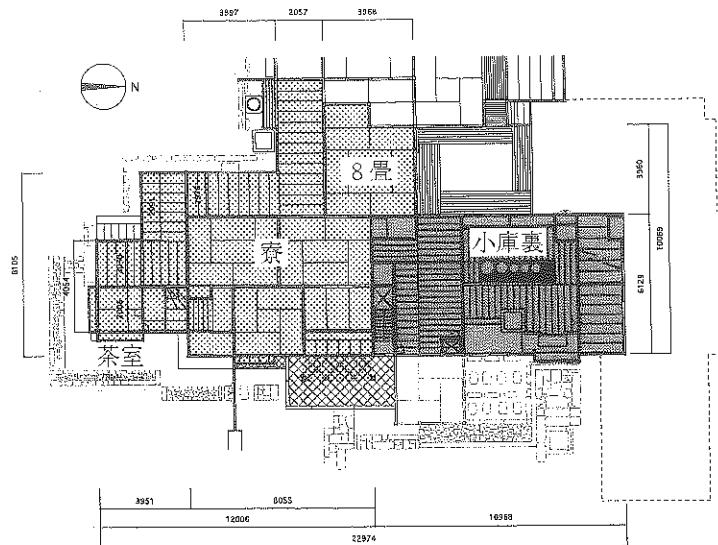
小庫裏は、寮の北側に接続する。天保十四年（一八四三）届出の絵図によるところ、北面の屋根を寄棟造としている。現状屋根は、北側の増築部の屋根と一体となつていて、当初の寄棟造の軒桁が残存し、絵図を裏付ける。

建立については、明確な資料は発見できないが、寮と一連の時期に整備されたと考えられる。

小庫裏は、桁行五間半、梁行三間の規模をもち、寮に接続する南側二間分を板間とし、上部につしを設ける。中程二間半は、東側に入口と土間を設け、土間に井戸を掘る。さらに、床上には五基の竈を造り、西側に膳棚を設ける。上

貴重である。
また、これらは国宝書院、重要文化財本堂、盤桓廊、兜門と同じく、使用されている材料が極めて良質であることが、その価値を一層高めている。

(小宮 瞳)



龍光院 寮、小庫裏 平面図

部は吹き抜けで、棟中央に煙出しを置く。北側一間は、板間の入側とし、北側増築部への通路としている。

当小庫裏は、明治期に大庫裏が失われたことで、入口を新たに設ける等、改変が認められる。しかし、概ね当初の規模を伝えており、大徳寺塔頭における数少ない小庫裏の遺構として貴重である。

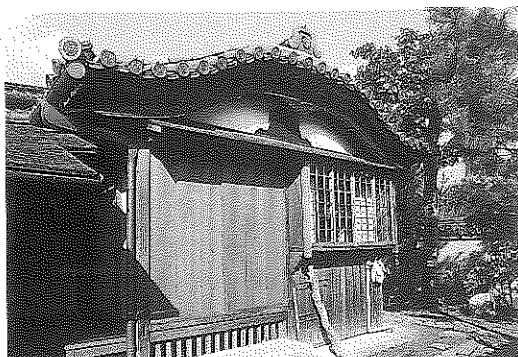
龍光院は、院創立の慶長期から、整備期の江戸時代前期までの遺構が群として残り、大徳寺山内の塔頭建築を研究する上でたいへん貴重である。



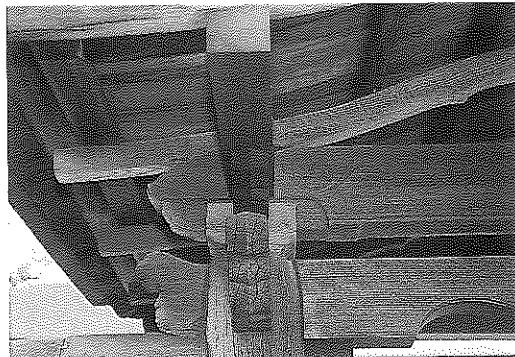
龍光院 寮、小庫裏 東面



龍光院 禹門 正面



龍光院 寮 (唐破風) 南面



龍光院 禹門 組物詳細

大心院

本堂

(一棟) 柄行一九・〇メートル、梁行一一・九メートル、一重、
入母屋造、こけら葺

附

玄関 一棟 柄行二間、梁行一間、一重、西面唐破風造、東面本
堂に接続、檜皮葺

書院

(一棟) 柄行一五・九メートル、梁行九・五メートル、一重一部
二階、東面入母屋造、西面庫裏に接続、北面土蔵に接続、二階切

妻造、桟瓦葺、東面及び南面銅板越葺、東面上便所附属、スレーブ
葺、南面茶所附属、桟瓦葺、東面銅板越葺、南寄り一部こけら

棟札 一枚 明和五年(成化二月十九日の記がある)

(一棟) 柄行三間、梁行三間、一重、寄棟造、本瓦葺、背面突出
部附属、こけら葺

表門 附 灵屋

(一棟) 一間薬医門、切妻造、本瓦葺

建立年代 本堂 寛永年間(一六二四~一六四四)

書院 明和五年(一七六八)

靈屋 寛文六年(一六六六)

表門 江戸時代前期

大心院は妙心寺玉鳳院北側に寺地を構える塔頭で、明応元年(一四九一)に室町幕府の管領であった細川政元が、龍泉派開祖景川宗隆の法嗣である景堂玄訥に帰依し、上京清藏口(現在の北区上清藏口町付近)に建立したとされる。その後、材岳宗佐の時、細川幽齋(藤孝)の援助を得て、天正初めに妙心寺山

内へ移転したとされる。

妙心寺山内において大心院を整備したのは、大心院七世領南宗六である。嶺

南は寛永十一年(一六三四)八月に壇越であつた伊豫国主蒲生中務小輔忠知

(法号興聖院殿)が卒去すると、伊豫に赴いて葬儀を執り行つた。その際葬物

一切が与えられ、その財物を用いて大心院を整備したという。現本堂はこの時の建築とされる。

承応二年(一六五三)には、本山法堂普請整備事業に伴い北の敷地五二〇坪余を本山に売却している。その頃の様子は万治元年(一六五八)の『妙心寺伽藍並塔頭總繪図』に描かれ、本堂の他、庫裏、表門、祖堂等が建ち並んでいる。

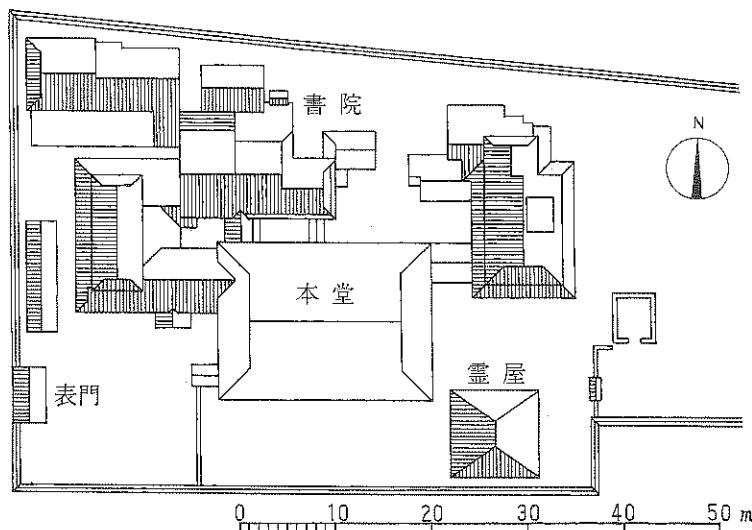
寛文四年(一六六四)には南の敷地を本山に売却したことに伴い、南側に開いた表門を龍泉菴に譲り、替わりに龍泉菴の古門を得ている。その他、延享四年(一七四七)には土蔵

が、明和五年(一七六八)には書院が順次造立された。その後、昭和六年(一九三一)に庫裏が改築され

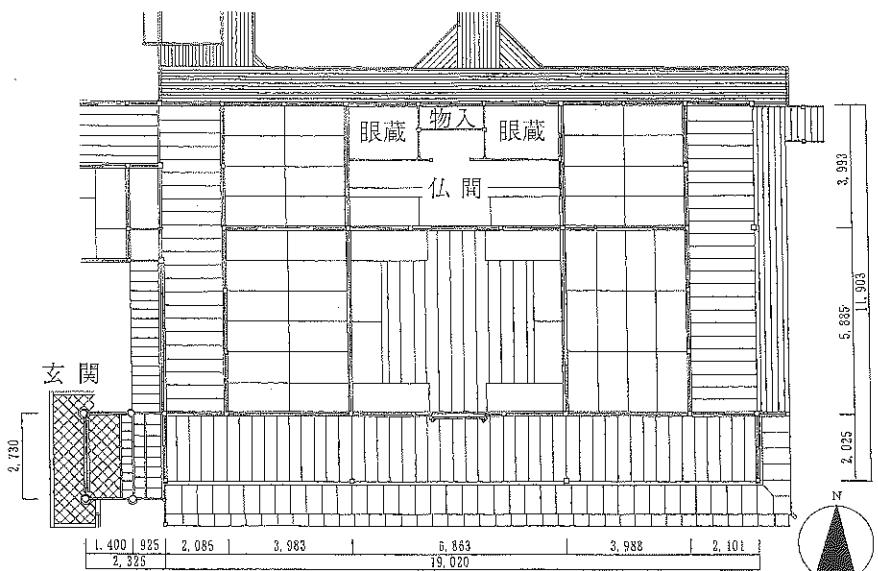
た。その後、平成十五年には本山

涅槃堂を移築し、靈屋としている。

大心院 配置図



本堂は、嶺南が寛永十一年(一六三四)に卒去した蒲生中務小輔忠知の葬儀施物一切が与えられ、その財物を用いて建立したとされ、嶺南が小寂する寛永二

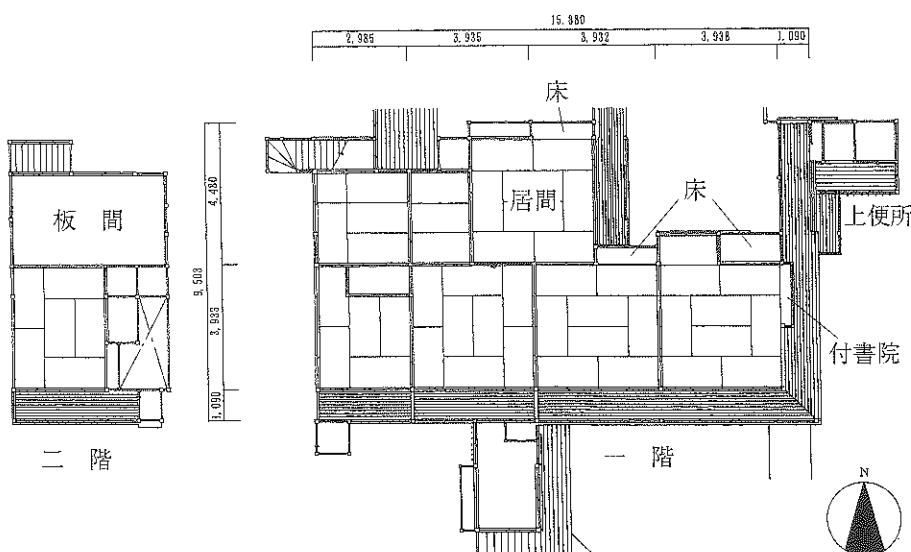


大心院 本堂 平面圖

仏壇廻りが当初のまま残されていいる点は他に例が少なく、貴重である。山内では天球院本堂（重要文化財）とならび寛永期まで遡りえる本堂遺構であり、山内における寛永期の造営活動を知る上で歴史的にも重要である。また、玄関についても、大きな改造を受けているが正面の外観は失われておらず、本堂と同時期の建物として評価出来る。

書院は本堂の北側に建つ。棟札より明和五年（一七六八）大心院十一世模（もりんそうじゅういちせい）古の時、大工木本喜（きもとよし）兵衛定利（へえさだとし）によつて建てられたことが判明する。

十年（一六四三）までに建てられたと考えられる。建物は南面する六間取方丈形式の建物で、屋根を入母屋造、こけら葺とする。
正面と東側面は吹放の広縁に落縁を付け、正面にはさらに濡縁を設ける。西側面は屋内に取り込んだ広縁とし、南北端にはそれぞれ玄関と廊下が取り付く。
背面は半間幅の濡縁とし、渡廊下によつて書院に接続する。内部は梁行五間を南寄り三間、北寄り二間に分ける。北寄り中央は、仏間と背面寄りの物入・眠ととする。



大心院 書院 平面図

杉小丸太を使用するなど、随所に数寄屋風の意匠が見られる。また、平面は、龍泉菴書院（元禄十一年（一六九八）、府指定文化財）の座敷配列が直線配列になり、背面の院主居間が拡大化したものとみることが出来る。一部に二階を設けるなど、変化に富んだ外觀を見せており、妙心寺における江戸時代後期を代表する書院造構である。

靈屋は、本堂前庭の東端に西面して建つ。当建物は玉鳳院涅槃堂ねはんどうとして同院境内地東端に建てられたもので、その後昭和三年（一九二八）に玉鳳院東隣地（旧德雲院敷地）に移築され、平成十五年に大心院へ譲ら

建物は、南側の一列四室を主体とし、北側に三室を設ける。南側は、東から床の間と付書院を設けた九畳、床のみ付した八畳、八畳、五畳の四室を並べ、東側と南側に半間の縁を廻す。北側は八畳の居間を置き、その西に土蔵の前室となる三畳と四畳半を配する。居間には床と押入を設け、東側に縁を付す。東縁の北端には上便所が取り付き、南には縁を挟んで茶所を附属させる。二階は現在新建材を用いて改造されており、七畳半大の板間と六畳の一室を並べる。当書院では、南側を中心に大坂土の赤壁や黄大津壁などが用いられ、垂木に



大心院 灵屋 西面



大心院 本堂 南面



大心院 表門 西面



大心院 書院 南面

れたものである。その建立については、寛文六年（一六六六）の『玉鳳院牌堂并所々修補諸職人銀拂帳』や小屋貫銘より、同年に妙心寺棟梁職望月宇兵衛秦勝清によつて建てられたことが判明する。

建物は方三間、寄棟造本瓦葺とし、背面に仏壇を突出させる。外部は正面中央一間に棧唐戸を吊り、正面両端と側面西寄り一間には花頭窓を飾る。内部は四半敷の一室とし、素木の簡素なつくりとするが、仏壇廻りのみは軸部に黒漆を塗り、彫刻に極彩色を施すなど、華やかに扱う。

当建物は普請文書から造営大工や経費等が細部にわたり判明し、当時の建築生産史を解明する上で貴重な建物である。また、玉鳳院境内を復原する上でも欠かせない遺構である。当初からの大心院の建物ではないのであるが、万治元年（一六五八）の『妙心寺伽藍並塔頭總繪図』には同様の寄棟造建物が描かれており、当時の大心院境内を再考する上でも重要な建物である。

表門は境内西面に西向きに建つ。『長松山誌』の記述より、寛文四年（一六六四）に当時の大心院表門を龍泉菴表門と交換したことが判明する。現在の大心院表門もその細部の様式上、寛永期頃の遺構と推定される。

切妻造本瓦葺の一間薬医門で、南側に潜りが付く。小型で簡素な構成であるが、近世前期の本庵表門の例として貴重である。

以上のように、大心院は、寛永期に建てられた本堂と玄関の他、龍泉菴から移されたと伝えられる同時期の表門や、変化に富んだ外観を見せる明和五年（一七六八）造立の書院等が並び建つ。平成十五年には本堂前庭東端に靈屋が移築され、境内の景観を濃密にしている。玉鳳院北側という山内でも特別な敷地にあって、近世期の建築群がまとまつて境内を構成している点で貴重である。

（小宮 瞳）

善法律寺
ぜんぽうりつじ

二棟 (指定)

八幡市八幡馬場

宗教法人 善法律寺

本堂

(一棟) 柱行五間、梁行五間、一重、入母屋造、向拝一間、本瓦葺

附

棟札一枚 延享五戌辰年四月吉祥日の記がある

表門

(一棟) 高麗門、本瓦葺

附

棟札一枚 寛曆九己卯年三月吉祥日の記がある

建立年代 本堂 江戸時代前期
表門 宝曆九年（一七五九）

善法律寺は、八幡市男山東麓に位置する律宗寺院で、現在、奈良唐招提寺の末寺である。正嘉年間（一二五七—一二五八）に石清水八幡宮社務職、善法律寺

富清が、東大寺より実相上人を開山として迎え、創建した。当寺の沿革については、資料を欠き明らかでないが、現在の本堂は、石清水八幡宮（以下八幡宮）の社殿を移築したものと伝えられている。

本堂は、境内南側の一段高い地盤に建つ。建立については寺伝のみで、資料は見出せない。しかし今回、妻虹梁の小屋裏側に、表と同じ渦と若葉の彫物が施され、丹塗が残ることにより、他の建物の部材を用いて建てられていることが確認できた。

現八幡宮社殿は、慶長十一年（一六〇六）のものを寛永十一年（一六三四）に造替したものであり、仮に寺伝に沿うならば、部材として使えるのは、慶長時社殿の部材若しくは寛永造替時の余材が考えられる。

当本堂の妻虹梁の渦は、八幡宮舞殿〔寛永十一年（一六三四）、重要文化財〕の二重虹梁や、同根社若宮社（寛永年間か）の向拝虹梁の渦と近似していること

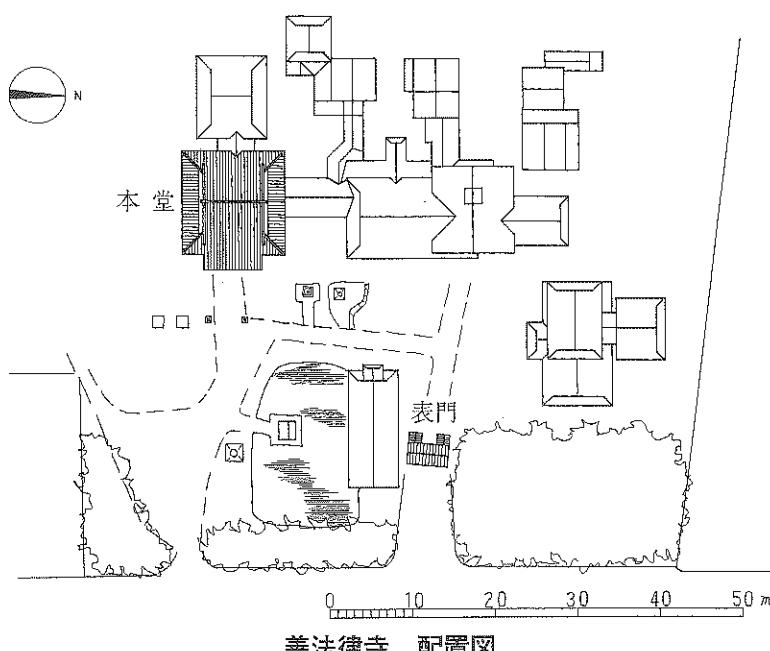
と、さらに本堂肘木下端の角張った線や来迎壁脇持送りの渦の彫刻が、同じく末社住吉社（寛永年間か）の肘木の線や渦と近似していることからも、八幡宮社殿に関わる部材を用いて建立された可能性が高い。

また、寺伝にある社殿全体の移築については、虹梁の表裏に彫刻があることや、外陣繫虹梁の納まりが姑息的であることから、各種部材を適宜用いたものと考えられる。

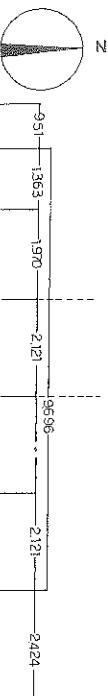
建立年代については、内陣に寛永十六年（一六三九）の年紀のある華鬱（長押などに掛ける莊嚴具）が残されていることと、部材の風蝕、彫物等の形状から、この時期に適り得ると考えられる。その後、延享三年（一七四六）から同五年（一七四八）にかけて、土地を約一・五メートル築き上げ、本堂を南向きから、東向きに曳屋したことが棟札より判明した。実際、妻飾りの裏板に旧方位の墨書きが確認でき、曳屋を裏付ける。

その後の建築についての資料はないが、昭和二十八年（一九五三）には修理を行い、西側に阿弥陀堂を新築している。この時、背面中央間の壁を抜き、通路として改修している。

建物は東面し、桁行五間、梁行五間の平入の建物で、正面に向拝が取付く。平面は、正



善法律寺 配置図



善法律寺 本堂 平面図

八幡宮周辺には律家五ヶ寺といわれ、かつて当寺のほか寿徳院、法園寺、大乘院、金剛寺があつた。現在残る寿徳院、法園寺の本堂等は失われていて、諸施設の遺構を残すのは、善法律寺のみである。

当本堂は、石清水八幡宮の社殿の部材を用い、寛永十六年ころに建てられたと考えられ、建立後の改変も少なく、京都府内でも数少ない江戸時代前期の律宗寺院本堂としてたいへん貴重である。

表門は、境内の東北に東面して扉を開く高麗門である。今回の調査で棟札が確認でき、宝暦九年（一七五九）に建てられたことが判明した。この十八世紀中頃は、地盤のかさ上げ、本堂の曳屋や、この表門の建立などが相次ぎ、境内全体の整備が行われたと考えられる。また、書院、庫裏もこの頃に建てられたと推定できる。

門の間口は三・一メートルで、屋根は本瓦葺である。扉は板戸を吊るが、近年修理され新しくなっている。

当門は、十八世紀中頃に境内整備の一環として建てられたと考えられ、棟札により建立年代が明確な点が評価できる。

善法律寺は、京都府内でも数少ない律宗寺院で、江戸時代前期の本堂と後期の表門が残る点で評価できる。本堂は、石清水八幡宮の社殿の部材を用いている可能性があり、石清水八幡宮周辺の神仏習合の歴史を知る上でも貴重な遺構である。表門も十八世紀中頃の境内整備を裏付ける遺構で、善法律寺の歴史を知る上で重要である。

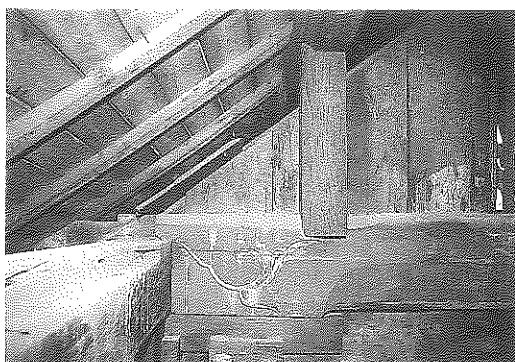
（小宮 瞳）

面側一間幅を外陣とし、桁行三間、梁行四間の内陣が付き、内陣の南北に一間幅の脇陣が付く。周間に高欄付きの縁を廻し、正面に五級の木階を設ける。

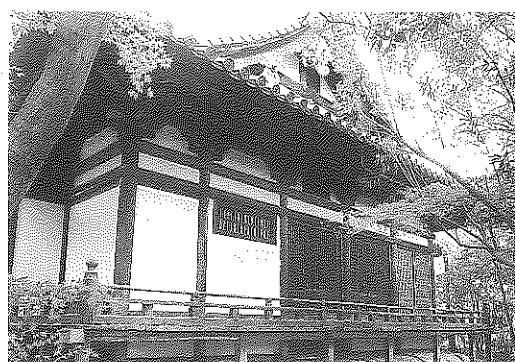
内部床は、外陣、脇陣を畳敷とし、内陣は拭板に置畳を廻敷にする。天井は格天井で、内陣中央のみを折上小組格天井とする。

建具は、正面中央間外側に幣軸構えの双折板戸、内側に三枚建の格子戸を建て、両脇二間ずつに外開半蔀戸を吊る。両側面の東寄り三間には内開半蔀戸を吊るが、北面中央間と南面東寄り一間は、引違戸が外側に付加されている。また、外陣と内、脇陣境及び内陣と脇陣境には、襖を建てる。

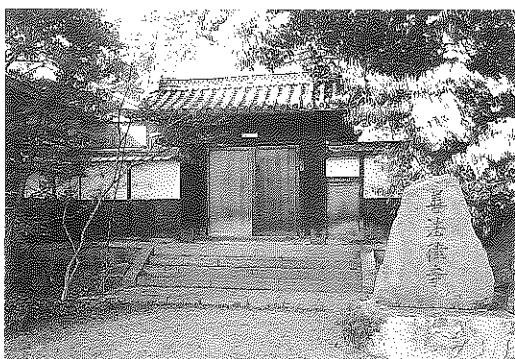
屋根は、入母屋造、本瓦葺であるが、当初の屋根葺材は不明である。なお、大棟鬼瓦には、慶安五年（一六五二）の年紀があり、軒瓦にも江戸時代前期に遡る瓦が確認である。



妻虹梁内側に残る彫刻



善法律寺 本堂 南面



善法律寺 表門 正面



善法律寺 本堂 内陣

多久神社 本殿

京丹後市峰山町丹波小字涌田山
一棟 (登録)

宗教法人 多久神社

本殿

(一棟) 一間社隅木入春日造、正面軒唐破風付、こけら葺

建立年代 文化十一年（一八一四）

多久神社は、京丹後市峰山町丹波小字涌田山に鎮座する。当社の創建については詳らかでないが、『延喜式神名帳』に記される丹波郡九座のうちの小社とされる。祭神である豊宇賀能売命は『丹後國風土記』にいう比治山の天女とされ、万病を治す酒をつくったことから、明治期まで天酒大明神とも称した。

旧地は西に四五〇〇メートルほど行つた奥地という場所にあり、嘉吉年間（一四四一—一四四四）に現在地へ移つたという。近世においては、一色義俊（天正十年（一五八二）没）に仕えた今西和泉守の子孫が代々神職を勤めたといわれており、特に寛延三年（一七五〇）に継いだ今西權頭重知以降、歴代宮司の名が伝わる。現在は丹波、荒山、内記、矢田集落の総鎮守である。

なお、当社の祭礼で行われる神事芸能である芝むくり（ちやあ）は、笛ばやしに伴つた棒振芸が特異な展開をみせたものとして、京都府無形民俗文化財に登録されている。本殿背後には、全長約一〇〇メートルに及ぶ帆立貝式の前方後円墳を盟主として約三〇基の古墳が集中しており、うち一号墳から四号墳までの四基を含む土地が京都府史跡「湧田山古墳群」に指定されている。

本殿は境内の高台に建つ覆屋に收まり、周囲には拝殿や神饌所兼神輿庫及び境内社が建ち並ぶ。現在の本殿は、文化八年（一八一二）に火災に遭つた後再建されたと伝わり、文化十一年（一八一四）には完成したことが擬宝珠銘より判明する。社記によると、工事費は覆屋も含めて銀四貫目であり、大工は小原村（現在の京丹後市弥栄町吉沢周辺）吉岡嘉平及び丹波村清八であつたとされ

る。その後、昭和二年（一九二七）に大雪と丹後大地震の被害を受けたが、新築されずに修理され、現在に至る。

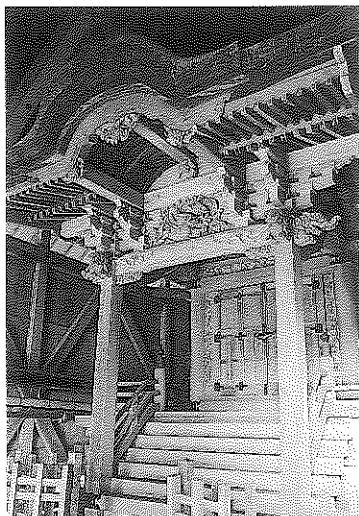
本殿は、一間社隅木入春日造、こけら葺の建物で、正面に軒唐破風を付ける。
身舎は内陣・外陣の一室に分け、正・側面には高欄と縁を廻し、背面柱筋で「桐
に鳳凰」・「松に鶴」の彫刻を嵌めた脇障子を建てる。円柱を長押や貫で固め、
台輪の上に「手先の詰組」を組む。正・側面の細部には、「波に千鳥」や「牡丹
に唐獅子」・「花鳥」など多様な彫刻を飾るが、背面はやや簡素に扱う。向拝は
角柱の頂部に虹梁形頭貫を嵌め、二段の斗拱を載せる。身舎と向拝とは海老
虹梁で繋ぎ、上部に「牡丹」を彫った手挾を飾る。向拝頭貫上には「龍」を配
し、「天邪鬼」の彫刻で菖蒲棟を支える。背面妻には笈形付きの虹梁大瓶束を
組む。

大雪と地震により、桁から上の部材がほとんど取り替えられているが、残さ
れた部材より、当初から春日造の屋根に軒唐破風を付ける型式であつたと考え
られる。全体として、覆屋に保護されていることから保存状態はよい。

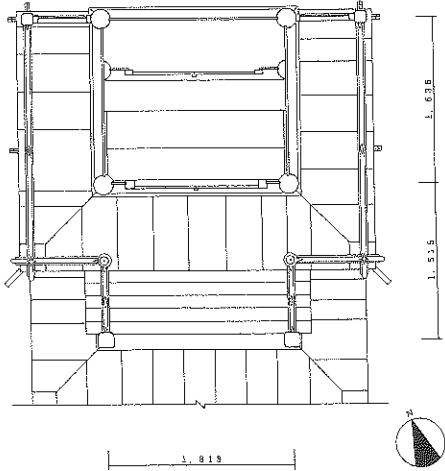
大工として伝わる吉岡嘉平は、比沼麻奈為神社本殿〔文政九年（一八二二）、
京丹後市峰山町、現本殿は大正十一年（一九二二）〕、興法寺本堂〔天保元年（一
八三〇）、京丹後市弥栄町、京都府登録文化財〕、縁城寺多宝塔〔天保三年（一
八三二）改築、京丹後市峰山町〕などの棟梁を勤めた吉岡嘉兵衛（嘉平）暉爲
と同一人物と考えられる。当本殿と比較すると、特に木鼻の形状に共通点が見
られ、社記を裏付けるものとなっている。

建物を彫刻で飾り、軒桁を持ち出し屋根を大きく見せ、正面に唐破風を付す
点は、当地方の近世社寺建築に多く見られる特徴である。中でも、櫻普請の当
本殿においては、細部を飾る彫刻の質がよく、腕の立つ彫物大工の存在が窺え
る。なお、丹後地方の近世神社本殿は流造の建物が多い中、隅木入春日造本殿
として異なる構造形式をとり、地域色が見てとれる。丹後大地震により壊滅的
な被害を受けた当地域において数少ない十九世紀前期に遡る遺構であり、丹後
を中心に活躍した吉岡嘉平の神社本殿遺構として貴重である。

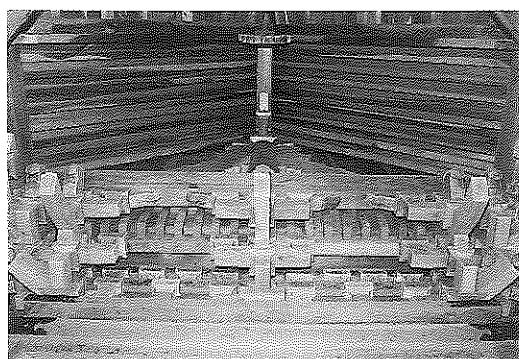
（小宮 陸）



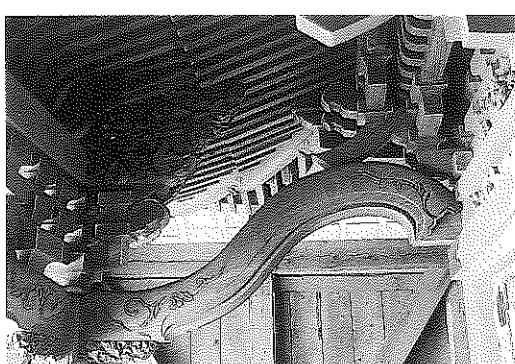
多久神社 本殿 全景



多久神社 本殿 平面図



多久神社 本殿 身舎背面



多久神社 本殿 繋海老虹梁及び手挾

美術工芸品

紙本著色草花図

本堂室中格天井貼付
吳春・応瑞等二十人筆

二〇面（絵画・指定）

宮津市字京街道七六九

宗教法人智源寺

法量 各縦一〇六センチメートル、横一〇六センチメートル

品質構造 紙本著色 格天井貼付

時代 江戸時代

智源寺は、旧宮津城下に所在する曹洞宗寺院で、寛永二年（一六二五）に京極高弘が生母の菩提を弔うために開いたことを濫觴とする。現在の本堂は寛政九年（一七九七）に回禄した後、文化元年（一八〇四）に再建されたものである。

本図は本堂室中の格天井に貼り込まれている草花図で、広縁側を上として桁行方向に五面、梁行方向に四面の合計二〇面を数える。各画面には一種類もしくは二種類の草花が一枝から数枝描かれ、広縁側から春夏秋冬と季節が流れるよう意図されている。落款により作者名が明らかで、円山派九名、四条派四名、岸派三名、土佐派二名、鶴沢派一名、原派一名の計二〇名が一人一面を担当したと知られる。勢力を伸張してきた新興の円山・四条派を中心に、御用絵師として伝統的に高い地位を保っていた土佐派・鶴沢派を含み、十九世紀前半に活躍した京都画壇各流派の宗家と門弟の作品が一堂に会したものとなつている。

制作年代は、作者の一人である吳春が文化八年（一八〇一）七月十八日に没していること、土佐光孚が落款に書す「従五位上」に叙せられた日が同年二月十六日であることから、文化八年頃の制作と考えられる。

作者の配列は、絵所預土佐光孚、円山派の当主円山応瑞、円山家の師家筋に

あたる鶴沢派の石田友汀、四条派の吳春と新旧流派の頭領級を中心縦列に上から順に並べ、そのうえ最大多数である円山派を上部及び中央部に、四条・岸・原の各派を周縁部に配置する。中央縦列を中心とし、流派及び師弟の別を明確にする意図が看取され、流派単位の作画活動のありかたや土佐派・鶴沢派が依然として高い地位を保つさまなど、当時の画壇の状況を垣間見ることができる。

個々の作品は、全般的に円山・四条派の写生画を基礎とした繊細な作風を示すといえるが、緻密に描かれる長沢芦州（円山派）の薔薇や広い面積に付け立て風の墨のムラを生かした葉を描く松村景文（四条派）の石蕗、あるいは太く強い輪郭線を用いる横山華山（岸派）の椿など、随所に画家の個性が發揮されており、それらを比較対照できる点は興味深い。

以上のように、本天井画は江戸時代後期の京都画壇を代表する二〇名の画家の草花図が一堂に会する稀有な作例として貴重であり、画の配列から当時の画壇の構造を窺い知る」とができる点も注目される。

（地主 智彦）

椿〔春〕 横山華山 28歳 岸派	薔薇〔春〕 長沢芦州 45歳 円山派	梅〔春〕 土佐光孚 32歳 土佐派	桜〔春〕 渡辺南岳 45歳 円山派	桐・鳴子百合〔春〕 奥鳴文 円山派
紫陽花〔夏〕 河村文鳳 岸派	鉄線〔夏〕 八田古秀 52歳 円山派	朝顔〔夏〕 円山応瑞 46歳 円山派	黄蜀葵〔夏〕 東洋 57歳 円山派	牡丹〔夏〕 西亭楠 37歳 円山派
秋海棠〔秋〕 岸岱 30歳 岸派	萩〔秋〕 山口素絢 53歳 円山派	蓮・河骨〔夏〕 石田友汀 56歳 鶴沢派	芙蓉〔秋〕 木下応受 35歳 円山派	菊・楓〔秋〕 東上 土佐派
水仙・菊〔冬〕 原在中 62歳 原派	枇杷〔冬〕 岡本豊彦 39歳 四条派	薑・一葉楓〔冬〕 吳 60歳 四条派	石菖・山茶花〔冬〕 松村景文 33歳 四条派	南天柴〔冬〕 田義董 32歳 四条派

紙本著色草花図 格天井貼付 配置図

紙本着色草花図 20面 全景





薔薇図 長沢蘆州筆



朝顔図 円山応瑞筆

木造慈恵大師坐像
もくぞうじえだいしがぞう

一軀(彫刻・指定)

施主秀頼公

慶長拾壹丙午年八月吉日

宗教法人 宝積寺

時代 鎌倉時代

法量	像高 八八・四	頂額 一八・七	耳張 二〇・九
面幅	一七・〇	面奥 二四・三	胸厚(右) 二八・四
坐奥	五三・七	膝張 七七・八	膝高(左) 一六・三
膝高(右)	一五・三	(単位 センチメートル)	

時
代
鎌倉時代

形
状
円頂、老相。額に弓状の皺を刻み、眉根に皺を寄せる。目尻を上げ、口を強く結んだ厳しい表情にあらわされる。衲衣と袈裟を著し、胸前で左手第二・三指を伸ばし、右手に念珠を握り坐す。

品質構造
木造(ヒノキ)。寄木造。彩色。玉眼嵌入。頭部は耳後ろの位置で前後に二材を矧ぎ、頭部下で体部に接合する。頭頂に横一材をあてる。体部前面・背面は正中より少し右寄りで各二材を寄せ、背面中央に背板状に別に二材を貼る(矧目は背面材に同位置)。両肩部の体部前後材の間に各縦一材を挟む。右目尻より後方の側頭部は右肩縦材と共木とする。左体側部は前後に二材、右体側部は二材をおのれの矧ぐ。両足部一材(横材)、裳先別材。像内に内剃りを入れる。地付部周囲には高さ約三・一センチの材を貼りまわす。各所に漆下地がのこる。

保存状況
左手第五指第一関節先・独鉢杵どっこうしょ欠失

玉眼・裳先・念珠後補

像内頭部前面の玉眼の上に次の銘文がある。

銘記
大仏師康正法印

同康英右京
修造之

行基菩薩の開基伝承をもつ大山崎町の天王山中腹にある宝積寺は、現在は真言宗智積院末であるが、中世には天台宗に属して山門無動寺領であったことが宝積寺文書等により判明する。また当寺は大江定基(寂照、?~1034)が長保三年(1002)入宋直前に法華八講を修したことで知られ、これ以降鎌倉時代から南北朝時代にかけて「宝積寺八講田」があつて法華八講が盛んに修されていたことがわかる(京都大学所蔵宝積寺文書)。

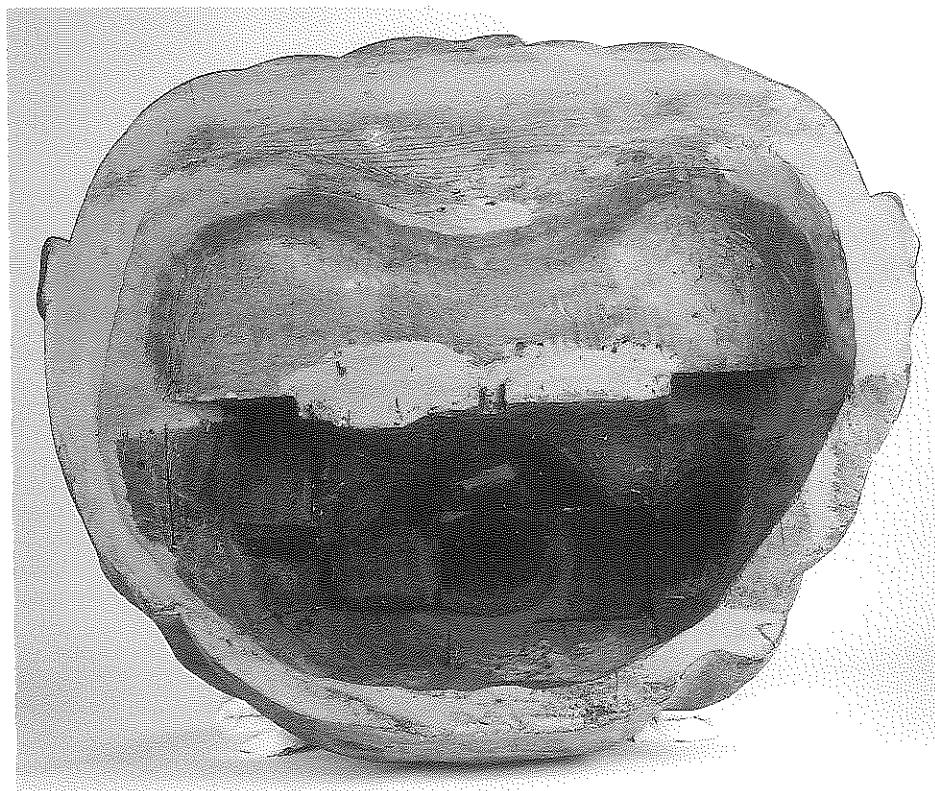
本像は宝積寺本堂の本尊十一面觀音立像の左脇壇上に安置されている慈恵大師像である。寺では最近まで本像を行基像と伝えていたが、異相のその像容から明らかのように慈恵大師良源像である。慈恵大師は平安時代中期に活躍した天台僧で法華經の学識豊かな聖として知られ、比叡山第十八代天台座主となり、山内僧侶が守るべき二十六箇条の起請を定め、天台中興の祖と仰がれる(九二~九八五)。

平安時代後期から鎌倉時代にかけて、天台宗守護として慈恵大師信仰が広まり、とりわけ鎌倉時代後期以降、天台宗各派では大師の彫像が数多く制作されるようになった。なかでも天台僧栄盛が弘長元年(1261)に三十三体の慈恵大師像造立を発願したことは著名である。栄盛発願像を含めて鎌倉時代の制作になる慈恵大師像は、重要文化財だけでも十一例を数える。

本像は像内銘によつて、慶長十一年(1606)八月に大仏師康正とその猶子康英が、願主豈臣秀頼の命によつて市正(片桐且元カ)が奉行となつて修理したことが判明する。康正は東寺大仏師職として活躍し、美術研究本「本朝大仏師正統系図并末流」の「二十一代康正」の項には、冒頭に「山崎宝寺行基・弘法・本尊觀音・仁王等修復」という記載があり、天正十一年から慶長十九年にかけて他にも東寺・高野山・三十三間堂・醍醐寺・泉涌寺ほか多くの寺社の



木造慈惠大師坐像（正面）



同（像底）

彫刻を修理している。なかでも豊臣秀頼の命により、三十三間堂千手觀音像・本尊・二十八部衆、東寺金堂本尊藥師三尊像及び十二神將・仁王像、醍醐寺仁王像などの修理を手がけたことが知られる。系図では宝積寺諸像の修理の年や檀越については記されていないが、像内銘文から他の諸像と同様に慶長十一年（一六〇六）八月に豊臣秀頼の命を受けて修理されたことが判明する。系図ではこの時の修理に慈恵大師像の名前を挙げていないが、これまで寺伝で行基像といわれていたものが慈恵大師像であつたことと考え合わせて、寺伝成立の端緒は江戸時代初頭までさかのぼることを推測させる。



木造慈恵大師坐像（右側面）



同（背面）

文永二年（一二六五）の像内墨書銘をもつ滋賀延暦寺像、文永四年銘の滋賀求法寺像（院農作）、文永五年銘の京都曼殊院像を初めとして、紀年銘をもつものも多い。本像は紀年銘こそないが、これらの諸像と比較しても、迫力のある面部や写実性のある衣文の表現など、彫刻的な力強さの点で遜色なく、鎌倉時代中期（十三世紀後半）ごろの制作と考えられる慈恵大師像の優品として尊重されるとともに、慶長十一年に豊臣秀頼の命により東寺大仏師康正の修理になることが明らかなことも注目される。
(石川登志雄)

とよひでよしおぞうみんかんぶくい
豊臣秀吉受贈明冠服類

二二点（工芸品・指定）

京都市東山区妙法院前側町

宗教法人 妙法院
(京都国立博物館寄託)

時 代 中国・明時代

文禄五年（一五九六）九月一日、朝鮮の役後の日明講和において、明皇帝神宗から豊臣秀吉が日本国王に冊封された際に、大坂城において明使から詰命と勅諭、ならびに金印と冠服類を頒賜された。このうち明帝が秀吉を日本国王に封じたことを証する辞令書たる詰命（重要文化財）が大阪市立博物館に蔵され、さらに勅諭が宮内庁書陵部に蔵されている（共に万暦二十三年（一五九五）正月二十一日）。また金印は現在所在不明であるが、冠服類については一括して妙法院に伝来していることが近時判明した。

勅諭の頒賜品目録に記載された冠服類の内容は、常服、皮弁冠服、綷服の三種に大別される。このうち、妙法院には常服・皮弁冠服が伝来する。常服（一番）は文武官が朝廷に上る時の平服の表着であり、紅染めの羅の単仕立てで、胸と背には階級章として麒麟を織り出した金襴の補を付ける。貼裏（二番）は常服のなかに着る下着である。皮弁冠は礼服の一種で、皮弁冠と皮弁服（絳紗袍）。中单・裳・蔽膝・玉珮・綬・大帶・鳥からなる。皮弁服（三番）は紅一色の薄手の絹地で、裳とともに着用する。中单（四番）は皮弁服のなかに着る大襟・大袖の下着で、薄地の白の絹、袖・襟口・襟下・裾に紅の絹をめぐらす。これに玉珮（五番）を腰の左右に垂らし、さらに表地を紅縞子とした鳥（七番）を履く。

妙法院には勅諭の頒賜品目録に記載された以外にも、明から同時に贈られたと考えられる一連の服飾類が伝わる。これらは三つに大きく分類できる。
第一の分類は、麒麟（八番）・獅子（九番）・蟒（一〇番）・飛魚（一一番）・

斗牛（一二番）を織り出した服で、生地には縞子・羅・紗の三種類がある。胸などに表された文様のうち、麒麟は公・侯・駄馬・伯の文様であり、獅子は武官一品一品の文様である。蟒・飛魚・斗牛は皇帝の象徴である龍に対しても似て非なるものとして臣下に下賜する服に付けられた。

第二分類は地文だけを織り出した縞子などの服（一三～一七番）で、便服や内衣の類である。いずれも大襟・窄袖・丈の長いワンピース状の服で、両脇にスリットを付けたタイプが三領、付けないタイプが二領ある。

第三分類は裳で、一腰（一八番）は芙蓉唐草文を織り出した青の縞子地、もう一腰（一九番）は牡丹唐草文を織り出した縞子地金襴で、ともに裾に帶状に鳳と麒麟を織りであらわす。

第四分類は常服とともに用いられたと考えられる濃紺の縞子で出来た靴（二〇番）と、白羅紗で出来た丈の長い靴下である襪（二一番）などである。

これらはもと秀吉を祀る豊國神社に奉納されていたものであるが、慶長二十一年（一六一五）の大坂夏の陣で勝利した徳川家康によつて豊國神社の破却が命じられ、元和元年（一六一五）九月以来、神宝類は一括して妙法院で保管されるようになつたものである。

本品は、金襴・縞子・羅・紗など明時代の染織資料として貴重であるとともに、文禄の役後に豊臣秀吉が明皇帝から冊封を受け入れたしとして下賜された明時代冠服であることが明らかなる对外関係資料としても珍重すべきものである。

（石川登志雄）



麒麟服



貼裏

明服目録

(法量単位 センチメートル)

番号	名称	員数	法量	質形
一	常服 麒麟文内領	一領	丈二三九 幅二一九	単仕立て、円領、窄袖、両脇に襷がある。胸と背に四角い麒麟文金欄の補(縦三二・五×横三九・〇)を付す。生地は籠綾の紅色無文羅、金欄は経五枚縞子の紅地に平金糸を緯糸(一・三・半越毎に入れ、地絡み、縞子地金欄とする)。
二	貼裏	一領		
三	皮弁服	一領	丈二三九 幅二三七・五	単仕立て。交領。窄袖、腰以下は裳のようについた。生地は籠綾の緑色無紋羅。
四	中單	一領	丈二三九 袖幅八三	単仕立て。大領、大袖。生地は白の素紗。襟・袖口・襟下・裾は紅素紗の縁取りをめぐらし、襟には青と黒糸の縫取織で七つの敵をあらわす。
五	裳	一腰	丈二三九〇 腰幅五	単仕立て。薄紅色の素紗。腰は紅褐色、裾は平織素紗。
六	玉珮	一組	丈二三一 長七一	玉製、麟文を刻す。一旒は破損。
七	寫(せき)	一足	丈二二三・五 幅二〇一	表は紅の無文縞子、底裏は白縞子。表の縁を玉縁風に黒糸でかかる。
八	麒麟服	一領	丈二二三・五	単仕立て、円領、窄袖、襷はない。紅地別製の錦を付す。生地は紅地に裏白平絹宝尽くしを織りだしした平地片緑文紗、胸・背・袖山と膝廻りに彩糸・金糸の縫取織で麒麟をあらわす。袖口・脇・裾の裏に白地に芙蓉唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
九	獅子服	一領		単仕立て、円領、窄袖、両脇に襷がある。円領廻りは錦繩文。生地は紅地に靈芝雲文を織りだした紋羅。地組織は籠綾。文様は金糸・五色の彩糸を縞糸に用い獅子文をあらわす。胸・背・袖山と膝廻りに彩糸・金糸を縫締として一越ごとに全越で織り入れ、地絡みで平組織にとじ、獅子文をあらわす。
一〇	鱗服			単仕立て、内領、窄袖、両脇に襷がある。生地は紅地に靈芝雲文を織りだした頭文紗。地組織は金糸の縫取糸・金糸の縫取織で鱗と五毒の文様をあらわす。

一一	飛魚服	一領	丈二三三 幅二一一・五	単仕立て、円領、窄袖、両脇に襷がある。生地は紅地に雲文を織りだした縞子。組織は経五枚縞子地に縦五枚縞子で文様をあらわす。襷の裏に薄黃地に雲文を織りだした平地片緑文紗を付す。
一二	斗牛服	一領	丈二二九 幅二一四	単仕立て、円領、窄袖、両脇に襷がある。生地は紅地に雲文と雜宝文を織りだした縞子。組織は経五枚縞子地に縦五枚縞子で文様をあらわす。胸・背・袖山と膝欄に彩糸・金糸の縫取織で斗牛文をあらわす。
一三	便服	一領	丈二二九 幅二〇四	単仕立て、交領、窄袖、両脇に襷がある。生地は萌葱地に靈芝雲文を織りだした縞子。組織は経五枚縞子地に縦五枚縞子で文様をあらわす。襷の裏上部に水浅葱地に雲文を織りだした頭文紗を付す。
一四	便服	一領	丈二二六 幅二一五	単仕立て、交領、窄袖、両脇に襷がある。生地は萌葱地に靈芝雲文を密に織りだした縞子。組織は経五枚縞子地に縦五枚縞子で文様をあらわす。襷の裏上部に水浅葱地に雲文を織りだした頭文紗を付す。
一五	便服	一領	丈二二七 幅二一五・五	単仕立て、交領、窄袖、両脇に襷がある。生地は萌葱地に牡丹唐草文を織りだした平地片緑透文紗。襷の裏上部に白平絹をつける。襷の裏上部に薄黃地に雲文を織りだした頭文紗を付す。
一六	内衣	一領	丈二二七 幅二一五	単仕立て、交領、窄袖、両脇に襷がない。生地は赤地に雲文つなぎを織りだした縞子。組織は経三枚縞地に変則縫六枚綾組織で文様をあらわす。襷の裏上部に白平絹をつける。襷の裏上部に白練綿をつける。襷の裏上部に白練綿をつける。
一七	裳	一腰	丈二二八 幅二一五	単仕立て、交領、窄袖、襷はない。生地は萌葱地を織りだした縞子。組織は経三枚縞地に変則縫六枚綾組織で文様をあらわす。襷の裏上部に白平絹をつける。襷の裏上部に白練綿をつける。
一八	裳	一腰	丈二二八 幅二一五	地は前葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
一九	靴	一腰	丈二二八 幅二一五	地は萌葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
二〇	靴	一腰	丈二二八 幅二一五	地は萌葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
二一	襪	一足	丈二二八 幅二一五	地は萌葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
二二	襪	一足	丈二二八 幅二一五	地は萌葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
二三	常包み	一枚	丈二二八 幅二一五	地は萌葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
二四	襪	一枚	丈二二八 幅二一五	地は萌葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
二五	襪	一枚	丈二二八 幅二一五	地は萌葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
二六	襪	一枚	丈二二八 幅二一五	地は萌葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
二七	襪	一枚	丈二二八 幅二一五	地は萌葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
二八	襪	一枚	丈二二八 幅二一五	地は萌葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
二九	襪	一枚	丈二二八 幅二一五	地は萌葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。
三〇	襪	一枚	丈二二八 幅二一五	地は萌葱芙蓉唐草文縞子。襷部分に帯状に麒麟・鳳凰地文を縫取織であらわす。腰の表と裾の裏には白地に牡丹唐草文を織りだした頭文組をめぐらす。

木造扁額
額文「經王堂」
伝足利義満筆

一面（工芸品・指定）

京都市上京区今出川通六軒町

宗教法人 大報恩寺

軒之住職交為僧録司、爾後移今処、近年斯堂廢壞、故毀堂別建小堂安置日本尊釈迦、嗚呼惜哉、斯堂智積院住持之所知、而大報恩寺住職退隱也、故經王堂額今在大報恩寺、

『山城名跡巡行志』第一

法量	鏡板	縱一〇六・四	横六〇・三	厚さ	一・七
額縁込縦	一三九・五	横九四・五	縁高	一一・三	
総高	一五・八				(単位・センチメートル)

形狀 全体に縱長で、長方形の鏡板の中央に「經王堂」の寺号を陰刻する。

額縁は二重の細框にて方形枠を周らせ、その外方に唐花先方十個の裝飾縁を配している。

品質構造 木製（ヒノキ材）。白下地黒漆塗りで、彩色仕上げ。額は鏡板の中央で縦二材を矧ぎ合わせ、矧目（はざめ）に麻布を貼る。鏡板の四周は、二重の細框（幅一・五センチメートル）を打付けて内外区に分かつ。額縁は上下左右に十個の花先形を連続させた形の四材を四方留めに矧ぎ合わせる。額面の内区中央に胡粉を盛つて「經王堂」の寺号を陰刻する。内外区を分かつ枠木（幅一・五センチメートル）は漆下地に金泥で縁取る。背面は額縁の基部を四方枠（高四・〇センチメートル）、及び四本の横桟を渡して固定する。

保存状態 上・左の外側の細框が消失する。

銘文等 額面左下に「大樹蔭涼」の陰刻がある。

時代 室町時代
『満清准后日記』応永二十二年十月五日条

自今日北野ノ經王堂ニテ、一万部法華經如年々被始行、請僧千人自近国山寺參洛如恒年云々、今日經堂額被打之、經王堂云々、御筆云々、

『雍州府志』卷五

經王堂額鹿苑相國之筆跡也、方印有大樹蔭涼之四字、義満公會於相國寺中當一寮舍、名称蔭涼軒、為習靜之處故如此、爾後鹿苑院蔭涼

北野經王堂は、もと北野天満宮の南辺にあった寺で、願成就寺と称された。明徳の乱での死者を追善するために、応永八年（一四〇一）に足利義満が山名氏清の墓所の上に造営し、その規模は三十三間堂の一・四倍もあつたといい、往時の偉容は佐竹本洛中洛外図からも見ることが出来る。また、応永十九年（一四一二）になって讃岐の虚空藏院僧覺藏坊増範らを願主として、勸進募縁して北野天神法楽のために社頭で一切経の書写供養が行われ、一切経は北野社輪蔵に納められ、新造なった經王堂で経会が行われることとなつた。北野社では平安時代末期から北野一切経会が催されていた（『百練抄』承久三年六月一日条）が、鎌倉時代以降に火災などで途絶えるようになつて、室町時代になつて経王堂の新建立と一切経の施入によって、當時石清水の放生会にも比される三月の一切経会と千僧供養による十月の万部経会とが將軍・上卿臨席のもとに北野の盛儀として毎年行われるようになった。

これらの行事は足利氏の衰亡とともに逼塞し、經王堂や一切経を納めた経蔵（輪蔵）も室町時代後期には大報恩寺の管轄下に入り、寛文十年（一六七〇）になつて大報恩寺本堂修理に際して經王堂は解体され、古材の多くは本堂（鎌倉時代、国宝）の修理部材に宛てられた。また明治維新になつて経蔵は一切経とともに大報恩寺境内に移安されている（共に重要文化財）。

この扁額は、寺伝や『雍州府志』『山城名跡巡行志』などの江戸時代の諸書において足利義満の筆跡になるものとして伝えられている。他方、『満清准后日記』応永二十二年十月五日条に「今日經堂額被打之、經王堂云々、御筆云々」

とあり、この「御筆」を將軍足利義持の筆跡としている。經王堂が応永八年に義満の大願によつて建立された経緯を考慮すれば、当初から掲げられていた義満筆の扁額であるという所伝には首肯すべきものがあり、建立から二十四年も経過した応永三十二年になつて、義持筆の扁額を掲げ直した理由の理解に苦しむが、あるいは同時代史料である『満濟准后日記』の記事に信を置いて足利義持筆になるものと解すべきかも知れない。

額面左下に「大樹蔭涼」の陰刻銘がある。「大樹蔭涼」とはもと「向後穿鑿して一株の大樹と成さば、天下の人のために蔭涼と作り去る事在らん」という

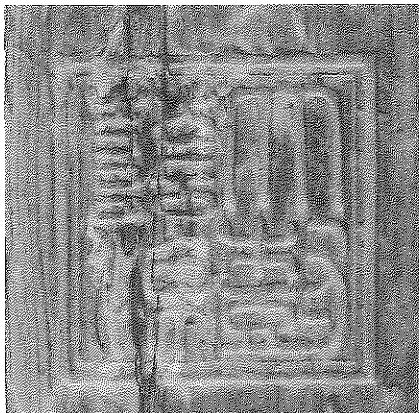
中国臨済宗宗祖義玄の故事（『鎮州臨濟慧照禪師語錄』）から出た言葉である。

大樹とは『後漢書』馮異伝の故事に由来する征夷大将軍の異称であり、また「蔭涼」は明徳三年（一二九二）に足利義満が心斎の室を開創して、これを「蔭涼」と称したことから始まるといわれ、義満の没後は義持が繼承して自分の寮舎としている。

本品は洛中洛外図にその偉容が知られる北野經王堂の堂前を莊嚴した大型の扁額であり、室町幕府三代將軍足利義満の伝承を有する室町時代を代表する扁額資料として工芸品的価値が高い。（石川登志雄）



木造扁額 額文「經王堂」



陰刻印章
蔭涼 大樹

諸国寺社縁起勧進帳類

一一一 点（書跡・典籍・指定）

京都市左京区一乗寺竹ノ内町

宗教法人 曼殊院

時 代 南北朝時代～江戸時代

品は南北朝時代にさかのぼる勧進帳として注目される。

勧進帳・縁起類のうち最も多いのは京都市中及びその近辺の寺社で、大原来

迎院・廬山寺・真如堂・一条草堂・西岩倉金蔵寺・衣眼寺薬師堂（蛸薬師）・東寺五重塔・神護寺・同鎮守平岡八幡宮・高山寺・蓮華王院・泉涌寺・法界寺・出雲寺・知恩院・十念寺・貴布祢神社・梅宮・粟田天王・清水寺・愛宕山白雲寺・誓願寺・広隆寺桂宮院・丹波金輪寺など著名な寺社を網羅している。

京都以外では近江国比叡山延暦寺の諸堂塔や園城寺・松尾寺・百済寺・石塔寺・大和国では室生寺・東大寺・長谷寺・矢田寺・大峰山藏王堂などの他、但馬国温泉寺・伊勢国慈恩寺・信濃国善光寺・金剛峰寺・熊野山・安芸国巖島など、諸国に及ぶ。

書写年代は、室町時代後期から江戸時代初期のものが多数を占め、なかでも、慈雲法親王（一五七三年没）と良恕法親王の代のものが圧倒的に多い。

これらは、再興を依頼する願主側からの需要に応じて新たな勧進帳類を製作するために、古縁起・古勧進帳類を書写・収集したり、あるいは新たに書写したものとの土代（草案）・控えなどで、参考のために歴代門主の手許に意図的に残したものである。草案のなかには、勧進帳に特徴的に見られる書出しや字句送りの字数を細かく指示したものが残り、勧進帳製作過程の様子をつぶさに窺うことが出来る。

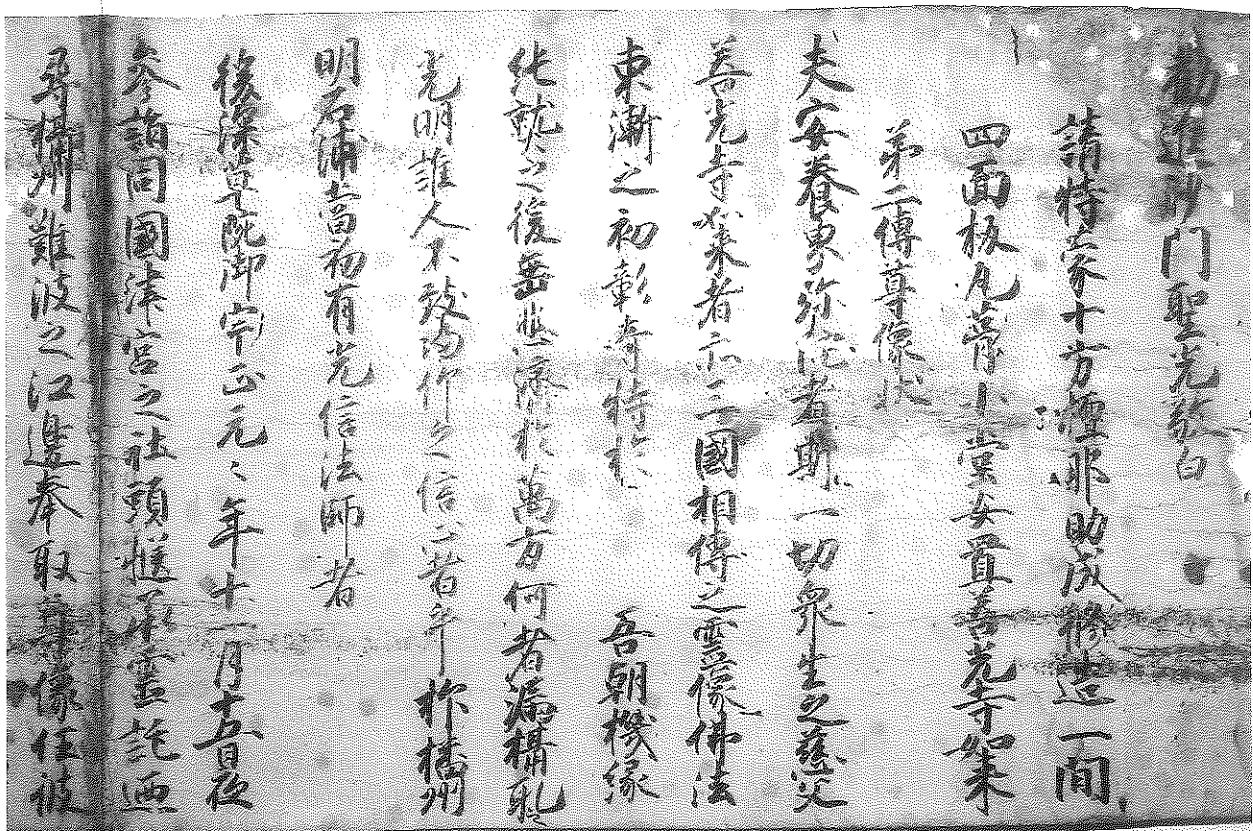
一寺にこれだけ多種多様な勧進帳・縁起類が伝存する事例は希有であり、本史料は戦国時代から江戸初期にかけての諸国寺社復興の実状を示す史料として貴重であるとともに、文学・有職故実その他の諸芸に秀でた門主を頂く門跡寺院における文化状況を示すものとして尊重される。

（石川登志雄）

もつとも古い年紀を有するのは、延文五年（一二六〇）六月付けの善光寺如來勧進帳（六七）で、建武年間に焼失し第二伝善光寺如來を安置する小堂の再建を目的としたものである。本勧進帳正本が曼殊院に伝来する詳細は不明ながら、江戸時代には大勧進別當（天台宗と大本願上人（浄土宗）両人が寺務）を管掌する慣わしで、曼殊院が当職についたことと関係があるかもしねれない。本

は、山城国清水寺・法金剛院・賀茂社（舍利縁起）、近江国金台寺・日吉二宮権現、大和国当麻寺・長谷寺、河内国佐太宮、関東日光山など、約二〇点を数える。当麻寺縁起の奥書からも知られるように、これらの多くは良恕法親王（一五七四～一六四三）の筆になるものである。残りは戦国期に廃退した諸国寺社の堂塔の再興・修造のための勧進帳が多い。

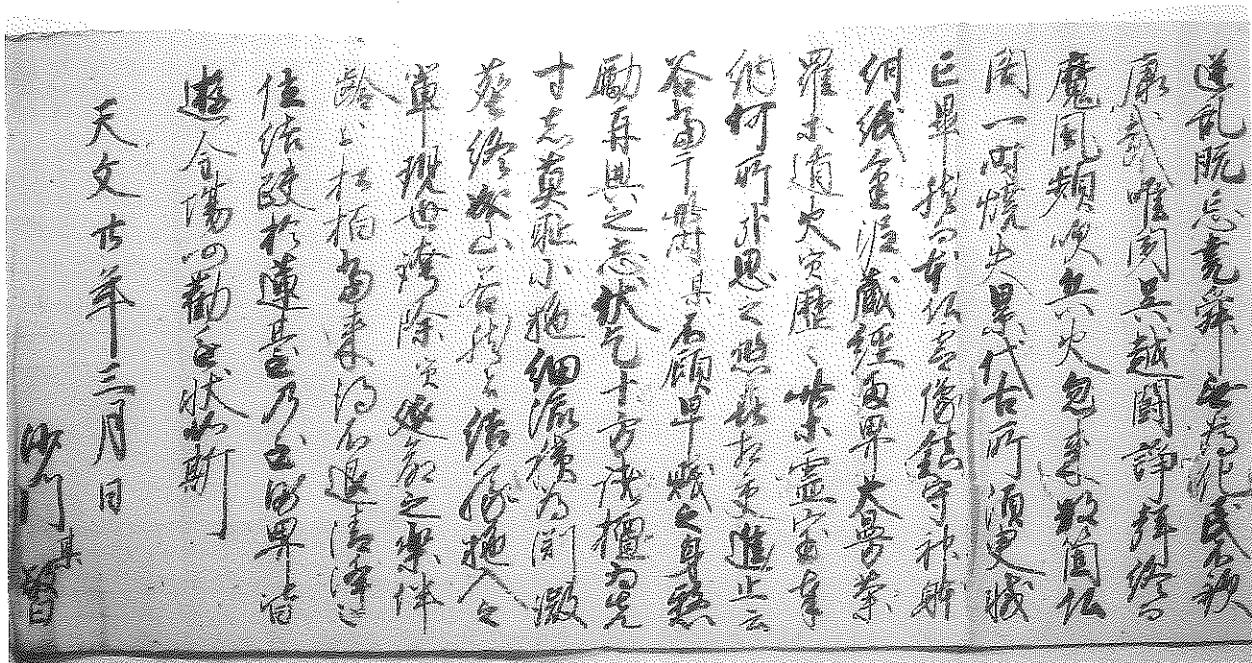
もつとも古い年紀を有するのは、延文五年（一二六〇）六月付けの善光寺如來勧進帳（六七）で、建武年間に焼失し第二伝善光寺如來を安置する小堂の再建を目的としたものである。本勧進帳正本が曼殊院に伝来する詳細は不明ながら、江戸時代には大勧進別當（天台宗と大本願上人（浄土宗）両人が寺務）を管掌する慣わしで、曼殊院が当職についたことと関係があるかもしねれない。本



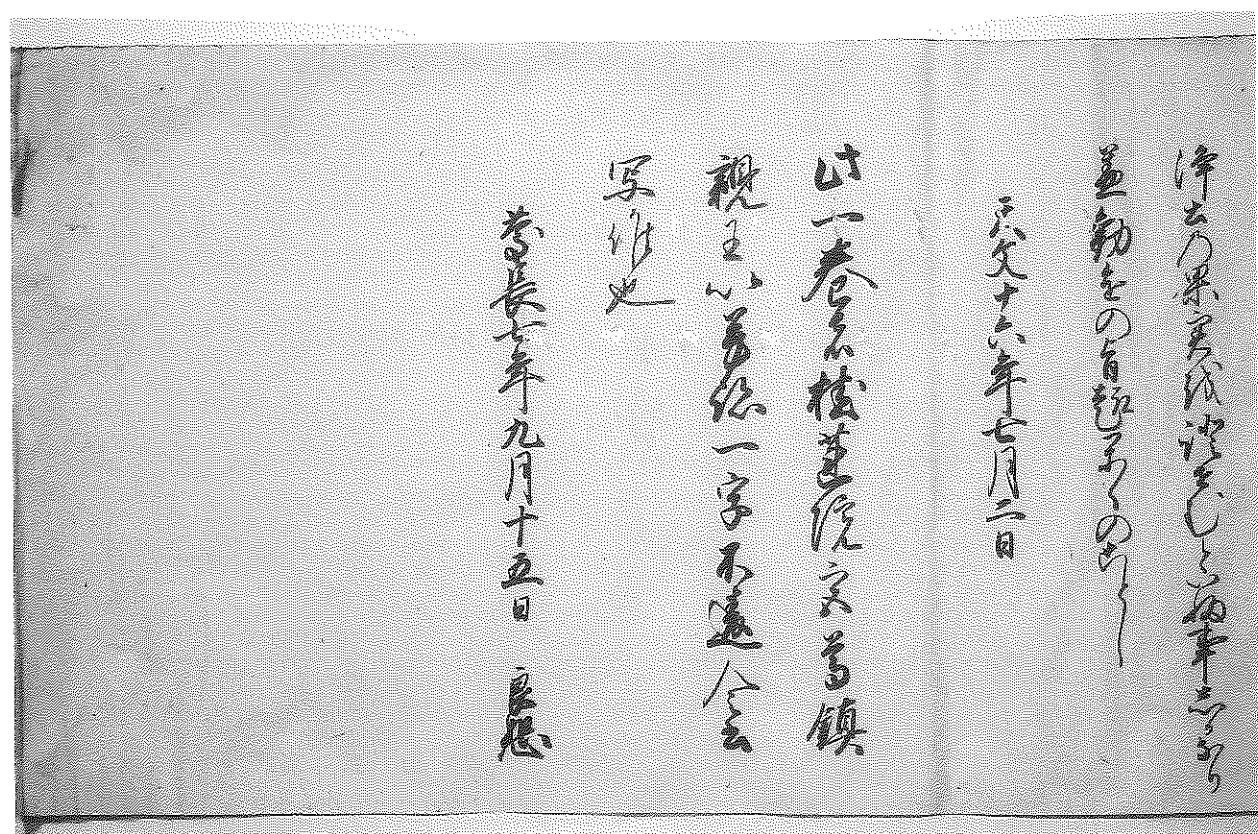
善光寺如來勸進帳 延文5年(1360)



西宮戎神社勸進帳(土代)天文5年(1536)



神護寺勸進帳 天文20年（1551）



真如堂勸進帳 天文16年（1547）慶長7年良恕筆

春屋妙葩墨跡 遺稿
嘉慶二年八月十一日

一幅（書跡・典籍・指定）

京都市右京区嵯峨北堀町二四

宗教法人鹿王院

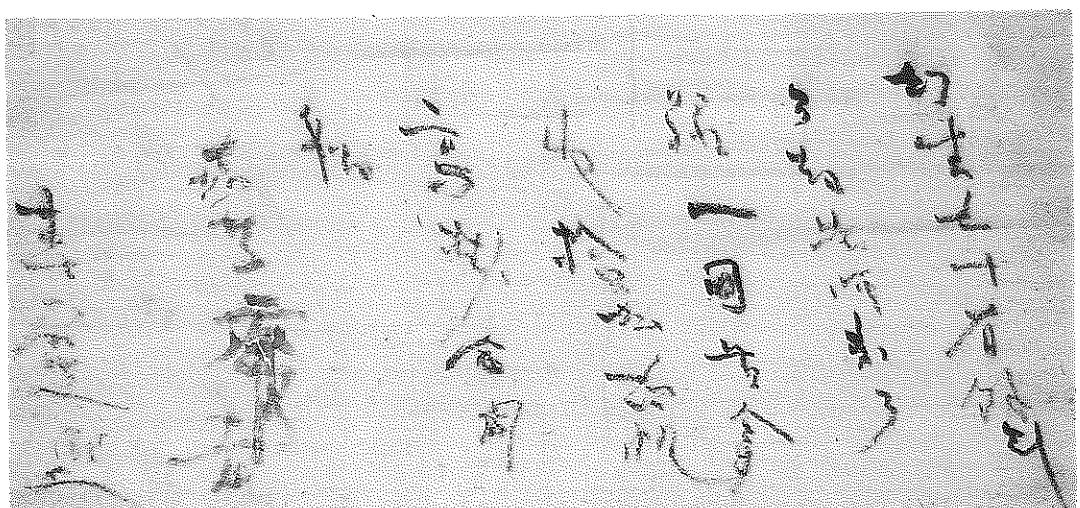
品質構造 紙本（楮紙）墨書 掛幅装
法量縦三一・八センチメートル、横六九・五センチメートル
時代南北朝時代 嘉慶二年（一三八八）

（本文）
幻生七十有餘年、
了却先師未了
縁、一國黄金
收拾去、古帆
高掛合同
船
嘉慶二年八月十一日
春屋叟

春屋妙葩（一三一一年一三八八）は、応長元年（一三一二）甲斐国に生まれた。幼時より叔父である夢窓疎石（一一七五～一三五二）に従い修行を続け、貞和元年（一三四五）に夢窓から「春屋」道号と道号頌、法衣を授与され嗣法した。観応二年（一三五二）に夢窓が示寂した後は、その後継者として夢窓門派の隆盛の礎を築くとともに、公武の厚い尊崇をうけて天龍寺、南禅寺、相国寺等を歴住した。康暦元年（一三七九）には、將軍足利義満から初代天下僧録に任せられて全国の禅寺・禪僧を統括し、五山制度の確立に大いに寄与したことは特筆される。また、同年十二月には後円融天皇から智覚普明国師号を授与された。

春屋は入元しなかつたが、渡来僧である竺仙梵僊や清拙正澄のもとで中国禅林の要諦を学習し、その諸制度を積極的に我が国に導入した。文化面においても、偈頌、梵唄に優れ、詩文集『雲門一曲』や『智覺普明国師語錄』を遺す一方、祖錄・外典を多く出版し京都における五山版出版の先鞭をつけるなど大きな功績があつた。

鹿王院は、康暦元年に足利義満が春屋を開山として、天龍寺東方に建立した宝幢寺の開山塔である。嘉慶元年（一三八七）九月、春屋は病のために鹿王院に移り、翌二年八月十三日黎明に七八歳の生涯を閉じた。即日全身を鹿王院に塔し、南禅寺龍華院、相国寺大智院、建長寺龍興院に爪髪を納めたと伝える（『智覺普明国師行業実録』）。



本遺稿は、示寂二日前にあたる嘉慶二年八月十一日の日付をもつもので、本文六行及び日付、署名を料紙全面にわたって書している。字形は歪み墨色は掠れ、とりわけ日付は重なつて書かれるなど、蹠跟たる筆跡は末期の趣を伝えてありますところなく、南北朝動乱の時代に生涯を送り、室町時代の臨濟宗発展の礎を築いた禪僧の面目を示現した遺稿として尊重されよう。

（地主 智彦）

家形埴輪 土辺古墳出土

附 円筒形埴輪残欠

一 個 (考古資料・指定)

一括

総 高 (推定) 一〇一センチメートル
時 代 古墳時代

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
京都府(京都府立山城郷土資料館保管)

屋蓋部、本体部及び基底部から構成され、高床式入母屋造の型式に属する。屋蓋部は切妻造の上屋根と寄棟造の下屋根からなる。上屋根は最大で平側長八〇センチメートル、妻側長二四・五センチメートル、高一四センチメートルを測る。上半部は全体に線刻で網代を表現し、妻側両端に破風板を表現する。平側下部にはおよそ方二センチメートルの梯子状の面違文様帯を削り出して表現する。妻飾りは画面とともに下屋根から粘土板を垂直に立ち上げて棟束を表現し、その両側は開放する。下屋根は平側長八四センチメートル、妻側長六三センチメートル、高一七・五センチメートルを測る。四隅に隆棟を表し、上部及び下部に上屋根同様の面違文様帯をめぐらせる。文様帯は各方向中央部に設けられた区画線を中心として左右対称に削り出される。軒先から内側四・五センチメートルの位置から粘土板を下垂させて幕板を表現する。幕板上にも同様の面違文様を表す。

本体部は上層(床上)部と下層(床下)部からなる。上層部は桁行二間、梁間二間で、平側約六〇センチメートル、妻側約四三センチメートル、高約三五センチメートルを測る。角形に表された柱の間に腰壁を設け、腰壁上縁には線刻で窓枠を表現する。

上層部と下層部との境の外側には、幅五センチメートル前後の突帯を四周させ、突帯先端近くから斜め下方に幅約五センチメートルの突帯をつくり、その表面には屋根同様の面違文様を表す。また、同境内側にも幅約三・五センチメー

トルの突帯を四周させ、屋内の床を表す。

上層部外側の四隅及び各面中央の八方向において、前記突帯上面と軒先との間を斜方向に板状の粘土板(縦約四センチメートル、横約一・五センチメートル、長約二七センチメートル)で結合する。これは深い軒及び幕板を支える頬杖を表していると考えられる。頬杖の造形は写実的であり、その下端は上層部角柱下端と突帯にほど差しとし、上端は軒先の鼻母屋を受けるとともに幕板をほど差しで渡し架けした建物の存在を想定することができる。

下層部、基底部は遺存状況が悪い。まとまって位置を確定することができた箇所は、妻側柱一本分と半円形透かし部一箇所分にとどまつたため、構造の詳細について不明確な部分を残している。下層部は桁行二間、梁間一間である。柱は上層部と連続して角形に表され、最大残存長は約一八センチメートルを測る。基底部の半円形透かし部は直径約四センチメートルを測り、各面中央に同様の透かしが設けていたと考えられる。また、底面から五・六センチメートルの高さに裾廻しの突帯が剥離した痕跡が残る。

本家形埴輪には、全体に赤色彩色の跡がみられる。特に上屋根部妻側内面、下段部柱に多く観察できる。このほか面違文様や壁表現の線刻中にも確認することができ、もとは全面に彩色されていたと考えられる。

土辺古墳は乙訓郡大山崎町字下植野小字土辺に所在し、京都盆地西南部を南流する桂川西岸の標高約九メートルの河岸段丘上に位置する。古墳は平成十四年度に発掘調査され、一边一三メートルを測る小規模な方墳であることが判明した。埋葬施設は後世の削平により検出できなかつたが、上面幅約三メートル、深さ約〇・六メートルを測る周溝を検出し、北側周溝内から家形埴輪一基分、また東側及び西側周溝から円筒形埴輪片等が出土した。築造時期は、円筒形埴輪片の特徴から四世紀後半と考えられる。

家形埴輪は、屋根を下にした状態で出土したことから、屋蓋部及び本体上層部の遺存状態が比較的良好で、本体下層部及び基底部は一部分が遺存するに過ぎない。

本埴輪は、高床式入母屋造で、開口部が広く取られている点、全体に赤色彩

色が見られる点から祭殿を表現したものと考えられる。

造形の特徴としては、推定総高が約一メートルと比較的大型である点、幕板、頬杖の構造表現や随所に刻される面違文様など写実的、立体的な表現が多く用される点を挙げることができる。幕板は、本埴輪と構造形式が類似する奈良県宮山一号墳出土の家形埴輪（四世紀後半）などに類例がみられる。一方、頬杖は家形埴輪には類例がなく、中国や東南アジアの現存建物にみられるのみであり、家形埴輪の源流や日本の古代建築を考えるうえで重要である。埴輪の制作年代

は、その写実的な造形から古墳築造期と同様に四世紀後半と考えられる。なお、同時に周溝から出土した円筒形埴輪の残欠がコンテナ五箱分存する。これらは、円筒形埴輪の鱗の部分や朝顔形埴輪の一部分を含み、古墳築造年代を知るうえで不可欠の資料であるため、附として一括保存を図ることとする。

以上のように、本家形埴輪は古墳時代前期に遡る装飾性豊かな大型の家形埴輪として稀少な例であり、類例のない頬杖をもつ構造は注目され、埴輪研究上や建築史研究上に貴重である。

（地主 智彦）



私市円山古墳出土品
きしいちまるやまこふんしうつひん

一括

内訳
(第一埋葬)

一、仿製鏡残欠

二、玉類

瑪瑙勾玉

二個

一面分

溶結凝灰岩管玉 残欠共 四個

四個

一面

綠色凝灰岩管玉 残欠共 一個

一個

一面

水晶裏玉 水晶小玉 ガラス小玉

十六個

一面

一、甲冑類
鉄衝角付冑(三尾鉄付)

一頭

一面

(第二埋葬)

一、溶結凝灰岩勾玉

一個

一面

二、捩文鏡

一個

一面

三、玉類

一個

一面

四、鐵口金具

一個

一面

五、農工具類

一本

一面

</

私は市円山古墳は綾部市私市町円山に所在し、府北部最大の河川である由良川中流域に広がる東西約一八キロメートル、南北約二キロメートルの細長い沖積平野の中央部に位置する。古墳は西流する由良川北岸に広がる山塊最南端の丘陵頂部にあり、墳頂部の標高は約九四メートルで平野部との比高約七〇メートルを測ることから、墳頂部からは広く平野部全体を見渡すことができる。昭和六十二・六十三年度に発掘調査が行われ、古墳の全容が明らかになるとともに数多くの遺物が出土した。

古墳は、東南方向に造り出しあつ有する府内最大の円墳で、円丘部の直径七一メートル、造り出し部の長さ一〇メートル、幅一八メートルを測る（国史跡、平成六年三月二十三日指定）。墳丘は、二か所に平坦部をもつ三段築成になるもので、下段の斜面を除く上・中段の斜面と造り出し部の斜面に葺石が施され、円丘部の二か所の平坦面と造り出し部には円筒形埴輪の列が廻っていた。

墳頂部は、東西約一七メートル、南北約一八メートルの円形の平坦面を形成し、三基の埋葬施設が検出され、確認順に第一、第二、第三と名付けられた。墳頂部のほぼ中央に東西方向に主軸をとる第二埋葬（全長四メートル、幅〇・六メートル）、その南東側には南北方向に主軸をとる第三埋葬（全長一・四メートル、幅一メートル）が位置する。また、第一埋葬（全長三・八メートル、幅〇・六メートル）は、第二埋葬の築造後にその北側に平行して築造されたと考えられる。第一、第二埋葬は、ともに二段墓壙内に組合式木棺を直葬し粘土で被覆する構造であったが、第三埋葬は小規模な隅丸長方形の墓壙を有し、棺の痕跡は確認できなかつた。

出土品には、三基の埋葬施設から未盗掘の状態で出土した各種副葬品並びに墳頂部及び墳丘裾部から出土した埴輪、土器がある。

第一埋葬並びに第二埋葬からは、共に小型仿製鏡、玉類、甲冑類、武器類、堅櫛が出土し、加えて第一埋葬からは胡籠金具、第二埋葬からは刀子及び農工具類が出土した。このうち、甲冑類は第一埋葬から鉄衝角付冑、鉄短甲、鉄頸甲及び鉄肩甲が、第二埋葬から鉄衝角付冑及び鉄短甲が良好な保存状態で出土し、武具研究上に資料価値が高い。各々に鉄衝角付冑一頭と三角板革綴式短甲

一領が副葬されていた点は、二ゴレ古墳（京丹後市弥栄町）や聖塚古墳（綾部市）と共に通するが、京都府北部において甲冑を保有する古墳はわずか数例にとどまることから、被葬者の性格を窺ううえでも注目される。また、鉄地金銅張胡籠金具は、鉸具、中円板状金具及びコ字形金具から構成される三連式吊手飾金具で、波状列点文が蹴り彫りされる装飾性の高いもので、類例少ないと金具の最初期の遺例として貴重である。

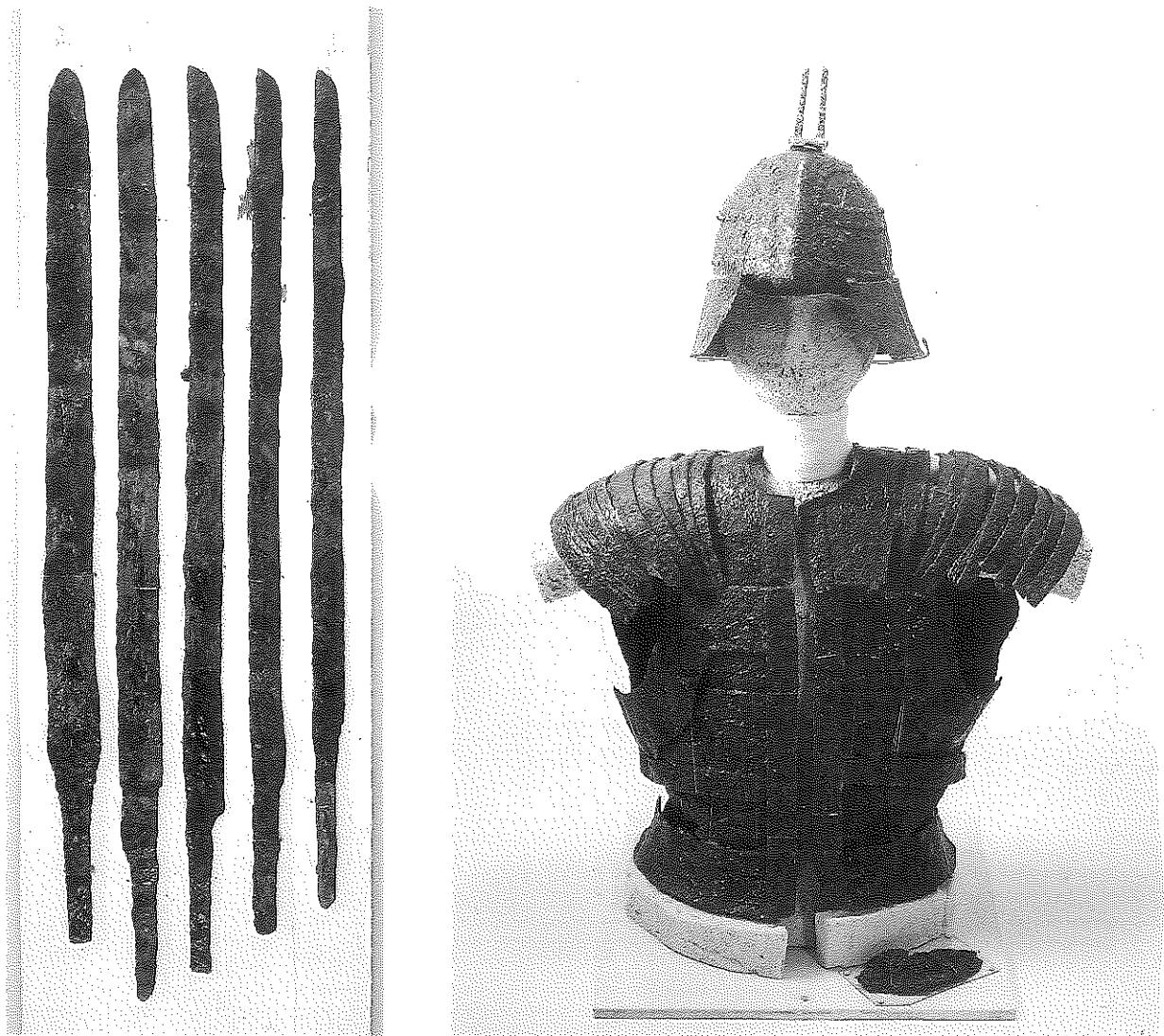
両埋葬施設の築造順は、埋葬施設の位置関係や第一埋葬の鉄鎌にやや新しい様相が認められることから、第一埋葬が後出すると考えられる。

一方、第三埋葬からの出土品は鉄鎌及び農工具類を中心で、第一、第二埋葬と様相を変えるが、その形状は第二埋葬のものと類似することから、時期的にも近似するものと推定される。

本古墳の築造年代については、円筒形埴輪の型式が五世紀後半に編年される点や、第一、第二の両埋葬とともに長頸鎌及び曲刃鎌をもたない点、第一埋葬が鉄地金銅張胡籠金具を持つ点などを勘案すると、五世紀第3四半世紀に古墳が築造され、各埋葬に前後関係は認められるものの、同期の中で全ての埋葬が行われたものと考えられる。

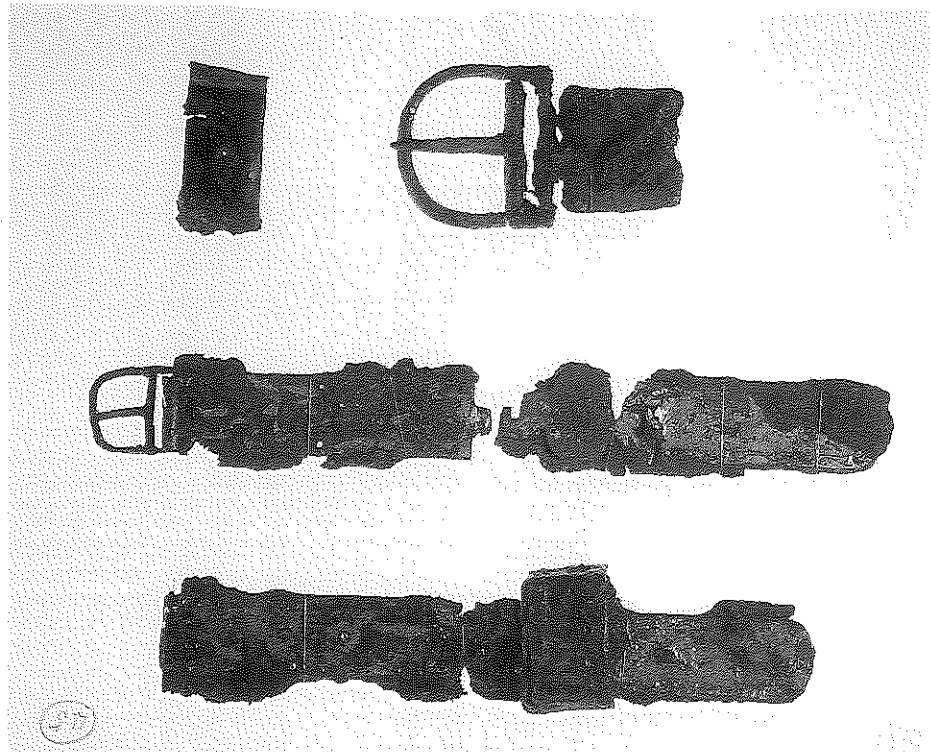
以上のとおり、本出土品は質量共に豊富な一括遺物群であり、古墳時代中期の丹波地域における首長の性格を解明するうえで、欠くことのできない重要な資料である。

（地主 智彦）



鉄剣 2 口（左）、鉄刀 3 口（右）

鉄衝角付冑 1 頭、鉄短甲 1 領、鉄頸甲 1 領、鉄肩甲 1 組、革草摺残欠 一括



鉄地金銅張胡籠金具 1 組

無形民俗文化財

かめおかまつりやまばこぎょうじ
亀岡祭山鉾行事

(登録)

亀岡市三宅町、東豎町、西豎町、矢田町、京町、
上矢田町、吳服町、新町、旅籠町、塩屋町、柳町、
本町、紺屋町、西町、北町

亀岡祭山鉾連合会

亀岡市は、京都府中部に位置し、淀川の支流である大堰川の中流域に開けた亀岡盆地を主な市域とする。亀岡市の中心市街地は、亀山城の城下町を基礎に発展してきた。亀山城は明智光秀によって築かれ、江戸時代は徳川譜代の大名家が治めるところとなり、寛延二年（一七四九）以降は形原松平氏が明治まで領有した。明治二年（一八六九）伊勢の亀山との混乱を避けるとして亀岡と改称、昭和三十年（一九五五）には亀岡市となつた。

亀岡祭は、亀岡市上矢田町に鎮座する鍬山神社の鍬山宮・八幡宮二社の例祭である。鍬山神社は和銅二年（七〇九）に創祀されたと伝えられ、延喜式神名帳所載の「鍬山神社」に比定されている。祭の起源は不詳であるが中世には祭礼も行われていたと考えられる。戦国時代に祭礼等は中断したが、延宝九年（一六八一）亀山郷長杉原守親らによつて祭礼が復興され、神輿、宝物、行宮（旅所）も新たに作られた。祭礼は九月一日から十月一日の一ヶ月の日程で実施された。神幸の行列には山鉾の記載はないが、櫻船と書かれたものが山鉾の初源的なものと考えられている。現在伝えられている羽衣山鉾、八幡山鉾、鍬山、武内山鉾、稻荷山、三輪山鉾、翁山鉾、蛭子山、難波山鉾、浦島山、高砂山鉾計一一基の山鉾で最も古い記録は、三輪山鉾の寛延二年（一七四九）の年紀名である。また、寛政十二年（一八〇〇）頃の史料とされる『矢田祠記別録坤』には一基の「昇山」、「引山」名が見え、十八世紀半ば以降に各山鉾が建造され

たことや、三輪山鉾のように当初昇山だったものが曳山（鉾）に改装されていつた様子が分かる。このように亀岡祭山鉾は、故事や物語等を題材とした風流造山として昇山が建造され、その内七基については近世都市祭礼の隆盛とともに、曳山（鉾）への改装が行われたと考えられる。また、山鉾を飾る懸装品には、京都西陣の大型綴錦を始め、多くの渡来染織品が用いられており、町衆の文化的、経済的成熟度を窺い知ることができる。

その後、亀岡祭は江戸時代中期から昭和十四年まで連綿と続いていたが、日中戦争の影響により昭和十五年（一九四〇）から同二十八年（一九五三）まで中止された。昭和二十九年に祭礼は復活するが、山鉾はその老朽化等により各町に飾られるだけであった。その後各町の努力により、平成二年から多くの山鉾が旅籠町付近に集結して山鉾巡行を再開した。以降巡行に参加する山鉾が少しづつ増加し、囃子の復活も行われ、平成十四年（二〇〇二）には、一一基が巡行に揃うこととなつた。現在の亀岡祭は、十月一日から二十六日にかけておこなわれ、十八日御輿飾り、二十日神渡祭、二十三日宵々宮、二十四日宵宮、二十五日本祭、二十六日御輿洗いの日程で行われている。

山鉾行事は、二十日に各町で部屋飾が行われ、二十三日の宵々宮から二十五日の山鉾巡行を中心に行われる。各山鉾は二十三日に各町内で鉾藏や会所から出されて、組み立て・飾り付けが行われ、夕刻からは囃子が流される。二十四日は、一部の山鉾の組み立て作業が行われるとともに、夕刻から囃子が流されて大いに祭が盛り上がる。二十五日は午前中に形原神社南側の旅籠町に盛装した各山鉾が集結・整列し、各山鉾は観衆に順次紹介された後、各々市街を巡つて各町へ戻る。各町へ戻つた山鉾は再び屋根などが解体されて蔵へ収められる。山鉾で演じられる曳山囃子は、現在三輪山鉾、翁山鉾、難波山鉾、羽衣山鉾、高砂山鉾、武内山鉾、八幡山鉾、鍬山の八基が伝承している。囃子方の標準的構成は、枠付短胴の締太鼓二人、鉦四人、笛方四人八人からなり、その構成員は、鉦が小学校低学年から中学年、太鼓が小学校高学年から中学生、笛が高校生以上というように、年齢階梯的に担当楽器が分かれている。現在囃されている曲目は、異名同曲を整理すると一二曲からなり、それぞれの鉾のレパートリー

は約七曲である。いざれもその楽器編成及び形態、奏法等は、京都の祇園祭と酷似しており、その影響を受けて成立したことがわかる。

「京都祇園祭の山鉾行事」の影響を受けた事例は、滋賀県「長浜曳山祭曳山行事」、「大津曳山祭」、三重県「上野天神祭のダンジリ行事」など有名であるが、亀岡祭山鉾行事もその歴史や内容において比肩するものといえる。

亀岡祭山鉾行事は、丹波地方を代表する祭礼行事として民俗的にも興味深く、資料的な価値の高い無形民俗文化財である。

（有井 広幸）

参考（平成十年八月三日付け亀岡市指定無形民俗文化財）



見送に用いられた渡来染織品



亀岡祭山鉾巡行風景

史跡名勝天然記念物

質志鍾乳洞
しちしょうじゅうにゅうどう

（天然記念物・指定）

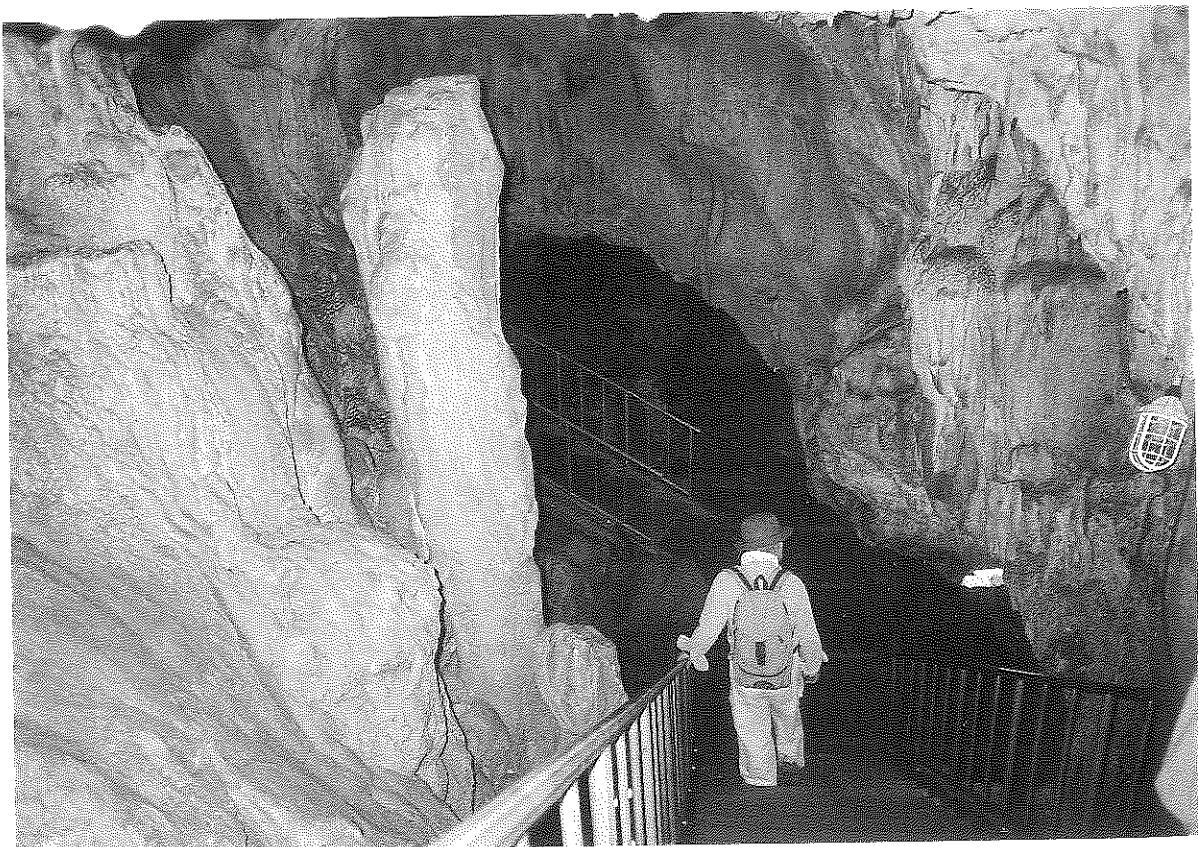
船井郡瑞穂町字質志小字大崩
三ノ宮財産区（管理団体・瑞穂町）

質志鍾乳洞は、瑞穂町を西北から東南に流れる高屋川の上流部に存在する丹波層群の玄武岩にはさまれた石灰岩中に形成されている。質志地区において小規模なカルスト地形を呈するこの石灰岩層は、層厚約二〇〇メートル、西北から東南への走行延長約一五〇〇メートルの広がりを持ち、二億数千万年前に熱帯で発達した珊瑚礁に由来する。この岩層中にはペルム紀前期（約二億七千万年前）のフズリナ（原生動物）や三疊紀（約二億二千万年前）のコノドント（原索動物）などの化石が含まれている。

鍾乳洞の洞口は大崩谷の東向き側斜面中腹、標高約三九〇メートルの地点に開口する。屈曲した洞の総延長は一二〇メートル、洞口から最深部までの高低差は約二五メートルの規模を持つ。

洞口を入るとすぐに約四〇度の傾斜で下降し、比高差が約八メートルの第一洞底部に至る。そこからいっただん上方へ屈曲する第二洞となり、比高約五メートルを登る。続く第三洞の前半は垂直に近い縦穴であり、一二〇数メートルを下降し、第四洞へつながる底部に至る。第三洞までは要所に照明と金属製階梯が設置され、一般の見学が可能である。

古くからこの鍾乳洞の存在を示すいくつかの口伝はあったが、昭和二年（一九二七）に旧三ノ宮村在住の後藤興一郎氏が狩猟中に発見して以来、広く認知された。発見当時の洞内には「五百羅漢」「見が岩」「黄金柱」などと名付けられた鍾乳石や石筍せきじゆんなどが多数あり、「丹波鍾乳洞」と銘打たれ、最盛期には一日三百人の観光客を集めた。



第一洞後半下降部

興味深い伝承のひとつに、この谷の山腹の風穴から犬と鶏を放ち入れたところ、鶏だけが西北西方に向に約四キロメートル離れた三和町大原神社の末社水門神社付近の風穴から出てきた、というものがある。また、この洞の下方の谷筋から湧きだす地下水は干魃時にも枯渇することなく、万病に効く名水と言い伝えられており、現在もその湧水は存続している。

昭和十四年には京都大学の学生であった吉井良三氏により、京都府のレッドデータブック（平成十四年発行）で絶滅危惧種に位置づけられる洞穴性ゴミム



山腹に開く鍾乳洞入口部



第三洞縦穴部

シの一種（学名 *Trechiamia ohshima*）が発見され、洞穴動物学の研究発祥の地として注目された。また、カマドウマ（直翅目）やホラアナトゲトビムシ（粘管目）など種々の洞穴性昆虫類の生息も認められている。

戦中戦後の一時期には管理の目が届かず、鍾乳石が持ち去られるなど洞内の毀損が進行し、当初設置された木製の梯子等の施設は老朽化して、近年は一般の立ち入りは危険な状態となっていた。平成二年にいたり、瑞穂町がこの鍾乳洞を含む大崩谷一帯の整備を進めるなかで、洞内の安全な移動が可能なよう階段等を設ける整備事業を実施し、平成五年八月に「質志鍾乳洞公園」として開園した。整備後は、町からの委託を受けて地元質志区の住民で運営する鍾乳洞協力会が日常的な保護管理に努め、公園利用者の洞内見学に対応している。

コキクガシラコウモリ等の数種のコウモリ類の生息場所としても重要な拠点であり、府内で唯一確認されている鍾乳洞として、地質学的及び生物学的に価値の高い洞穴地形である。

文化財環境保全地区

多久神社文化財環境保全地区

京丹後市峰山町丹波小字涌田山他

宗教法人 多久神社

(決定)

多久神社は、京丹後市峰山町丹波小字涌田山に鎮座する。当社の創建については詳らかでないが、『延喜式神名帳』に記される丹波郡九座のうちの小社とされる。祭神である豊宇賀能完命は、『丹後國風土記』にいう比治山の天女とされ、万病を治す酒をつくつたことから、明治期まで天酒大明神とも称した。

旧地は西に四五〇〇メートルほど行つた奥地という場所にあり、嘉吉年間（一四四一～一四四四）に現在地へ移つたという。近世においては、一色義俊（天正十年（一五八二）没）に仕えた今西の子孫が代々神職を勤めたといわれております。特に寛延三年（一七五〇）に継いだ今西権頭重知以降、歴代宮司の名が伝わる。現在は丹波、荒山、内記、矢田集落の総鎮守である。

なお、当社の祭礼で行われる神事芸能の芝むくり（ちやあ）は、笛ばやしに伴つた棒振芸が特異な展開をみせたものとして、京都府無形民俗文化財に登録されている。

境内は南西から北東にかけて広がり、石段を上がつた高台に神饌所兼神輿庫、拝殿、本殿覆屋及び境内社が建ち並ぶ。現在の本殿は文化十一年（一八一四）までに再建されたことが擬宝珠銘より判明する。昭和二年（一九二七）には大雪と丹後大地震の被害を受けたが、新築されずに修理され、現在に至る。また、本殿背後には、全長約一〇〇メートルに及ぶ帆立貝式前方後円墳を盟主として約三〇基の古墳が集中しており、うち一号墳から四号墳までの四基を含む土地が京都府史跡「湧田山古墳群」に指定されている。

本殿背後の社叢は、風化が進み真砂化した粗粒花崗岩の小山の一角にあり、



多久神社文化財環境保全地区 全景

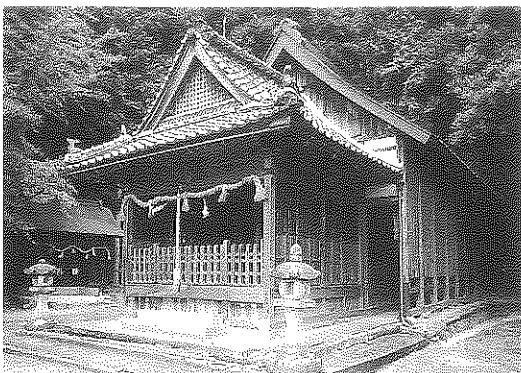
主にシイを主体とする照葉樹林となつてゐる。かつてはアカマツが生育分布していたと見られるが、すでにマツクaimシの害により大部分が立ち枯れとなつておらず、全体にシイ・ダブ混生の照葉樹林へ移行する状況であると考えられる。

北端部の林内を中心に、約八〇～一〇〇年前頃に植栽されたとみられるヒノキが若干生育しており、アベマキの老齢大径木が点在している。また、突出するものとして樹高一五メートルを越えるモミが見られ、樹高七メートル程度のシイ林の中に一層大きくみえる。

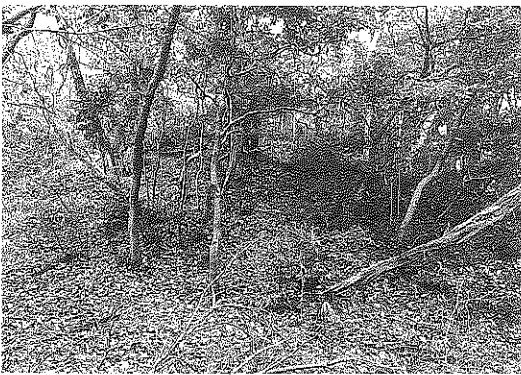
ただし、尾根を経た背後にはモウソウチク林が分布を広げており、シイばかりでなくコナラ、アベマキ、ソヨゴ、コシアブラなどの生育を脅かし始めている。また、シイ林はその下層に肉厚の常緑樹の枯葉が積み重なり、陰性のヤブツバキやシイの実生が見られるほか構成種の種類は乏しい。今後全体としてシイが優占する樹林へと向かうと考えられる。

以上のように、山腹に鎮座する多久神社の社叢と背後に拡がる森林約一・七

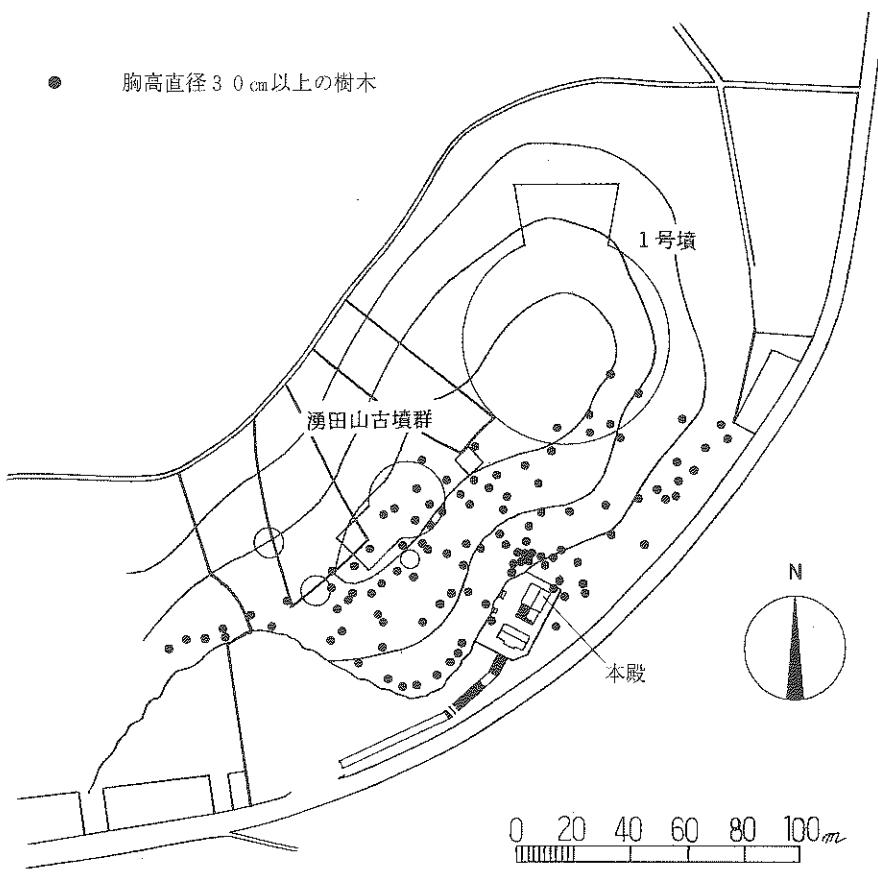
六ヘクタールは、芝むくりが奉納される本殿を中心に、それらを取り囲む杜が歴史的景観を形成し、また、約三〇基の古墳が集中する、貴重な保全すべき地域である。
(小宮 陸)



多久神社文化財環境保全地区
本殿覆屋及び拝殿



多久神社文化財環境保全地区 湧田山
1号墳後円部（西より見る）



多久神社文化財環境保全地区 配置図

文化財紹介シリーズ「文化財環境保全地区編」

京都府教育委員会では、昭和五十七年に「京都府文化財保護条例」を施行し、文化財の保護、普及啓発に努めてきた。二十余年にわたり指定・登録された文化財は、実に六五〇件を数え、京都府が文化財の宝庫であることを改めて認識させてくれる。

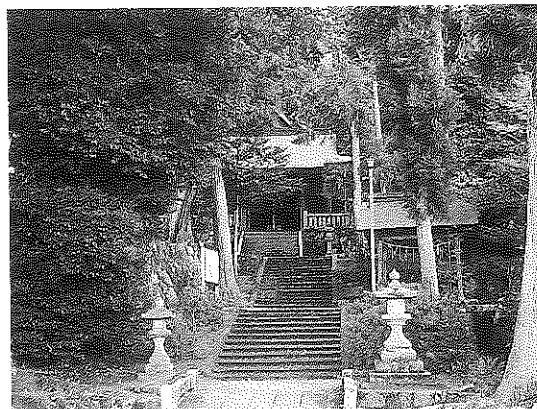
さて、京都府の条例には、制定当時他の都道府県では例のなかつた「文化財環境保全地区」の制度がある。これは、従来の指定制度を一步進め、個々の文化財の周辺環境をあわせて保全していくとする制度である。

その一番わかりやすい例が、神社を中心としたいわゆる「鎮守の森」である。「鎮守の森」は、境内において祭事が奉納されるなど古くから集落の信仰の場であり、それらをやさしく包み込む森は、例えば水田の風景の中にひときわ目立つ高木が生い茂り、歴史的風致を形成している。森には「御神木」と言われる古木だけではなく、スギ、ヒノキなどの植林樹や、近年植栽されたカエデ、サクラなどもあり、四季折々様々な表情を見せててくれる。これら新旧の植生が、中心となる文化財を守っているのである。したがってこの地区は、あくまでも文化財を包み込む緩衝地帯としてとらえ、規制も緩やかな届出制を探っている。条例施行以来、平成十五年度までに決定された地区は六五地区になる。その内訳を見てみると、神社を中心とする地区が五七地区、寺院を中心とする地区が六地区、神社と寺院が隣接し景観を構成する地区が一地区（宮津市、如願寺・日吉神社文化財環境保全地区）、庶民の信仰に関わる遺産を中心とする地区が一地区（加茂町、当尾磨崖仏文化財環境保全地区）となつている。

神社を中心とする「鎮守の森」が一番多いのは、それだけ地域社会にとつて神社は身近なものであり、人々の生活に溶け込み、守られてきたものだからであろう。ただこれも本殿などの有形文化財だけでなく、境内で奉納される神事芸能などの無形民俗文化財も同時に守られてきたことがたいへん重要である。また、長岡京市の楊谷寺文化財環境保全地区のように寺の伽藍を中心にして、門前までを含む地区や、当尾磨崖仏文化財環境保全地区のように岩に彫られた



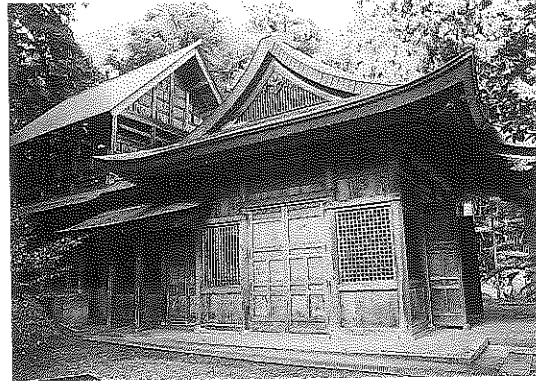
楊谷寺文化財環境保全地区



木積神社文化財環境保全地区



同上 本堂



同上 本殿覆屋と拝殿

磨崖仏などの美術工芸品を中心とした地区もあり、鎮守の森とはまた別の一面も見てくれる。

以下、今まで決定された文化財環境保全地区の一覧表を掲げ、無形民俗文化財の指定または登録を受けている芸能等は、その祭事の日を掲載した。普段の静かな森とは違った、賑やかな日に訪れてみるのもいかがであろうか。

(小宮 陸)

凡例 指定等の欄

国指 国指定 府指 府指定

府登 府登録

建 建造物、美 美術工芸品、民 無形民俗文化財、名 名勝庭園、史 史跡

* 美術工芸品については、本堂、本殿等に祀られている彫刻に限った。

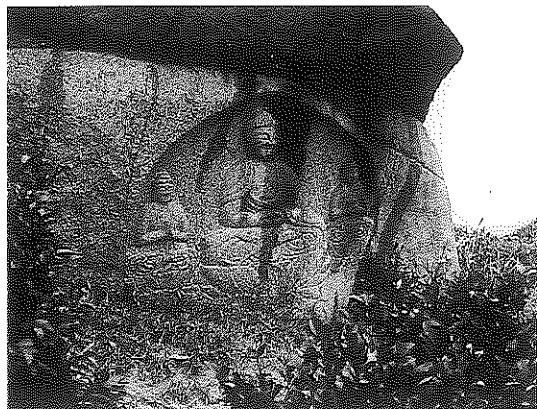
* 民俗芸能等の公開日は、京都府教育局指導部文化財保護課編『京都府の民俗芸能』(平成十二年刊)によった。その後、祝日法の改正により日時が変動している例が多いので、現地見学される際は注意されたい。

京都府文化財環境保全地区一覧表

名 称	所 在 地	指 定 等	特 徵	決 定 年 月 日
1 楊谷寺 長岡京市淨土谷字堂ノ 谷、字堂ノ前、字柳谷、 字西山	府壹建 本堂、庫裏及び書院、表門 府指美 木造千手觀音立像 府指名 楊谷寺庭園	当寺は西山淨土宗に属し、柳谷觀音として知られる。境内は江戸時代後期から明治期の建物が並ぶ。本堂西北の庭園は座視観賞式池庭で、背後の山林とともに重要な景観を形成する。	平成13年3月23日	
2 下居神社 宇治市宇治下居	府壹建 本殿	本殿は三間社流造で、神前の盛砂を妊娠の産屋にまく風習で知られる。ふもとから長い参道の両側には主にスギとサクラの並木があり、うつそうとした神社林は主にヒノキである。	昭和59年4月14日	
3 興聖寺 宇治市宇治	府指名 興聖寺庭園及び琴坂	曹洞宗永平寺派に属し、境内は宇治川近くの総門から伽藍背後の仏徳山、朝日山に及ぶ。府指定名勝の本堂前庭園は枯山水の平庭。ほぼ全域がシイ、アカマツを中心とした常緑樹林。	平成59年4月14日	
4 旦椋神社 文化財環境保全地区	府壹建 本殿	当社は旧觀音堂の產土神で、長谷川の谷沿いの山すそに鎮座する。本殿は二間社流造で、桃山時代のもの。境内は高いシイを中心とした針葉樹林。	昭和58年4月15日	



当尾磨崖仏文化財環境保全地区



同上 阿弥陀如来及び両脇侍坐像

5	文化財環境保全地区	天満神社	城陽市大字市辺小字城下	府登建	本殿								
6	文化財環境保全地区	荒見神社	城陽市富野荒見田	国指建	本殿								
7	文化財環境保全地区	平井神社	城陽市平川東垣外	府登建	境内社御靈社								
8	文化財環境保全地区	内神社	八幡市内里内	府登建	本殿、末社若宮八幡宮本殿、鳥居								
9	文化財環境保全地区	正法寺	八幡市八幡	府登建	本殿								
10	文化財環境保全地区	昨岡神社	京田辺市草内宮ノ後	府登建	本堂、大方丈、唐門								
11	文化財環境保全地区	朱智神社	京田辺市天王	府登建	木造元三大師坐像								
12	文化財環境保全地区	棚倉探神社	京田辺市棚倉	府登建	木方丈、書院、鐘樓								
13	文化財環境保全地区	天神社	京田辺市松井向山	府登建	正法寺庭園								
14	文化財環境保全地区	須賀神社	京田辺市打田宮本	府登建	木造牛頭天王立像								
境内は、市辺の集落から離れた山麓の少し高いところにある。本殿は、本格的な一間社流造。境内の東側は、クスノキ等の常緑広葉樹、西側は竹林が広がる。													
神社は近世に富野村の産土神とされ、天満宮と呼ばれた。本殿、境内社とも桃山時代のものである。境内西側に建物が集中し、東、南側がシイ、クスノキ、アラカシが中心の林となっている。江戸時代には牛頭天王社と呼ばれていた。参道の両脇にシイ、カシ、マツ、サクラ等が植えられている。本殿まわりはシイ、カシの常緑広葉樹が茂り、鎮守の森の景観をよく保っている。当社は、内里の集落の西端に位置する。本殿は、江戸時代中期の落ち着いた復古的な建物である。境内林は、水田地帯の遠目にも目立つ鎮守の森として貴重な景観である。													
境内は山中にあり、石段によつて三段に分けられる。本殿は慶長十七年（一六一一）の建立で、山城地域の中でも年代が古く質が高い。参道にはシイ、カシ等が生い茂る。本殿は桃山時代の一間社流造である。参道入口からの急坂を登ると境内が一望される。社殿を取り囲むようにシイ、クスノキ等の常緑広葉樹が茂り、さらにカエデも彩りを添える。本殿は山城地域では例の少ない二間社である。ふもとからの長い参道の脇には旧神宮寺、中性院坊舎の跡と見える平地も残り、サクランボ、カエデの並木が続く。													
当社は天王村の牛頭天王（現朱智神社）に遡いため、安永五年（一七七六）に造営された由緒を持つ。鳥居から本殿にかけてはサクランボ、スギ、ヒノキが、本殿背後はシイ主体の森となる。													
昭和58年4月15日													
昭和59年4月14日													
昭和62年4月15日													
昭和62年4月15日													
昭和58年4月15日													
昭和58年4月15日													

23	22	21	20	19	18	17	16	15
相楽神社 文化財環境保全地区	和伎座天乃夫岐丸神社 文化財環境保全地区	松尾神社 文化財環境保全地区	天神社 文化財環境保全地区	建藤神社 文化財環境保全地区	玉津岡神社 文化財環境保全地区	高神社 文化財環境保全地区	高神社 文化財環境保全地区	酬恩庵 文化財環境保全地区
字清水	相楽郡木津町大字相楽小	相楽郡山城町大字平尾小	字里屋敷	相楽郡山城町大字椿井小	相楽郡宇治田原町大字禅	綾喜郡宇治田原町大字奥	綾喜郡井手町大字井手小	綾喜郡井手町大字多賀小
国指建 府登建 府指民 一月十五日、二月一日	本殿 末社若宮神社本殿 相楽の御田と正月行事	府壹建 国指建 表門 二月十七日ほか	本殿 拜殿、境内社御靈神社本殿、	府壹建 十三重塔	府壹建 本殿	府壹建 本殿、末社大神宮社	府指建 本殿	京田辺市薪 字天王山
昭和60年5月15日	昭和58年4月15日	昭和58年4月15日	昭和58年4月15日	昭和59年4月14日	昭和58年4月15日	昭和59年4月15日	昭和58年4月15日	昭和63年4月15日

国指建 本堂、方丈、玄関、庫裏、東司、鐘樓

国指美 木造一休和尚坐像

国指名 酬恩庵庭園

府指建 虎丘庵、總門、中門

府壹美 木造大心国師坐像

昭和63年4月15日

本殿は慶長九年（一六〇四）建立の三間社流造である。参道はゆるやかに曲線を描きながら進み、最後は急な石段が約五〇メートル続く。境内林は総じてスギの植林である。

境内は集落から急坂の参道を上がり、途中からの石段を登りつめたところにある。さらに後方の一級高いところに本殿と末社が鎮座する。社殿周辺はカシ、シイが中心に茂る。

神社は小高い丘に集落を見下ろすように鎮座する。本殿、境内社とも江戸時代前期の建物である。参道にはサクラ、カエデ、マツの植栽がなされ、社殿背後にカシ、シイ等が茂る。

古くは集落が上下に別れていたため、神社も上下二社あつた。現在の社地は上社の所である。周囲が水田で、鎮守の森の景観は目立つ。本殿周囲はスギを主体とした森となつていて、広葉樹が囲み、山地の針葉樹林へと連なる。

当社は集落の東端に位置し、西端の神童寺と向かい合う。本殿は、改変はあるが基本的には室町時代のもの。境内背後を常緑広葉樹が囲み、山地の針葉樹林へと連なる。

本殿は重要文化財の一間社春日造で、同じく府登録の春日造境内社とともに、奈良春日大社の古殿移築である。境内両側にスギ、ヒノキがあり、うつそうとした森を形成している。

当社は、水田地帯の鎮守の森としての景観をもち、参道沿いには高さ一〇メートル程度のカシ、シイが連なる。また、古い農耕祭祀の儀礼を今に伝える「湧出宮の宮座行事」も行われる。境内は拜殿前に棧敷舎を二棟相対して配置する。常緑広葉樹からなる当社の森はうつそうとし、遠目にも目立つ。正月行事は豆焼、粥占、御田、餅花、水試豊富な内容を持ち、中世的な官座祭祀の形態で実施されている。

国指美 一休禅師の寺として知られる。境内各所にコジイを中心とする常緑広葉樹が茂り、寺の景観を形成する。参道は禅院の風景で、多くの有形文化財とともに保全すべき貴重な地区である。

国指名 酬恩庵

府指建 木造大心国師坐像

府壹美 虎丘庵、總門、中門

昭和58年4月15日

33	鎌倉神社 文化財環境保全地区	龜岡市東別院町鎌倉見立	府登建 本殿	昭和60年5月15日
34	稗田野神社 文化財環境保全地区	龜岡市稗田野町佐伯垣内 亦	府指美 石燈籠 佐伯灯籠 八月十四日	昭和60年5月15日
35	松尾神社 文化財環境保全地区	龜岡市旭町	府登建 本殿	昭和60年5月15日
36	與能神社 文化財環境保全地区	龜岡市曾我部町蛇谷 内	府登建 本殿	昭和60年5月15日
37	小幡神社 文化財環境保全地区	龜岡市曾我部町穴太宮垣 宮ノ谷	府登建 本殿	昭和60年5月15日
38	摩氣神社 文化財環境保全地区	船井郡園部町字竹井小字 山崎	府登建 本殿	昭和60年5月15日
39	住吉神社 文化財環境保全地区	船井郡八木町字西田小字 船井	府登建 本殿	昭和60年5月15日
40	荒井神社 文化財環境保全地区	船井郡丹波町字神田小字 荒井	府登建 本殿	昭和60年5月15日
41	能満神社 文化財環境保全地区	船井郡日吉町字田原 船井郡丹波町字上野	府登建 本殿	昭和60年5月15日
42	多治神社 文化財環境保全地区	船井郡日吉町字田原 田原の御田（五月三日） 十月十五日より前の日曜日	府登建 本殿	昭和60年5月15日

本殿は、文化九年（一八一二）に完成した二百余段の石段を登り切った山の中腹に鎮座し、桃山時代の雰囲気を伝える。宮山は豊かなヒノキの森で、屋根桧皮の供給源としても貴重である。境内は、龜岡から篠山への篠山街道に面する。佐伯灯籠は、平安時代頃、朝廷下賜の灯籠により始められたと伝える。当社のスギ、ヒノキの鎮守の森は古代に遡るといわれ、貴重な環境を今に伝える。

集落からの長い山道を登り、多くの古木の中に本殿は、室町時代の姿をよく残す一間社で、墓殿の彫刻が美しい。参道はマツ、スギの高木が続き、本殿はヒノキ、スギに囲まれている。本殿は大型の三間社流造で、正面に軒唐破風、千鳥破風を付け、装飾豊かな脇やかな建物である。社叢は豊かな常緑広葉樹で、特に本田背後のシイ、カシ森はよく手入れがされている。

本殿は天和三年（一六八三）の建立。参道はほぼ直線に設けられ、途中に石鳥居、拝殿、摂社が配される。周縁部にはヒノキ林、竹林からなる境内林が広がり、良好な環境を保っている。

近世には摩氣村を中心に一ヶ村の総鎮守とされた。水田の中を参道がのび、山のふところに覆屋の茅葺屋根が眺められる。スギ、マツの巨木がそびえ、後方のクロマツ主体の宮山に続く。

本殿は、室町時代後期の建立。開放的な参道に対し、境内はこんもりとしていて、クス、カシに混じりスギ、モミなどの常緑針葉樹が茂る。高木が多く、鎮守の森の景観が保たれている。

本殿は永禄九年（一五六六）の建立で室町時代末期の丹波地方の神社建築を知る上で重要な遺構である。この本殿を中心多く種の高木樹が茂り、狭小だが貴重な景観を保っている。

境内は本殿を中心とする平坦部と、その奥の境内樹林からなる。東西の軸線上に建物が配され、ヒノキ、スギ等の常緑針葉樹が茂り、こんもりとした鎮守の森を形成している。

本殿は十八世紀中頃の二間社流造で、丹波地方最大級の規模。本殿前に高さ一五、六メートルのタラヨウの高木がそびえる。五月の御田は狂言形式で進行し、十月のカツコスリは中世に流行した囃子物の伝承である。

65	64	63	62	61
神谷神社 文化財環境保全地区	竹野神社 文化財環境保全地区	多久神社 文化財環境保全地区	倭文神社 文化財環境保全地区	木積神社 文化財環境保全地区
京丹後市峰山町丹波小字 湧田山、矢田小字田中 谷	京丹後市丹後町宮小字宮 府登建 府登民 府指史	京丹後市峰山町丹波小字 湧田山、矢田小字田中 谷	与謝郡野田川町字三河内 小字中坪	与謝郡岩滝町字弓木
府登建 府登民 府登民	本殿 丹波の芝むくり 十月十日	府登建 本殿 丹波の芝むくり 十月十日	府登建 本殿 三河内の曳山行事 五月四日	府登建 本殿 木積神社祭の神楽・太刀振 ・ 籠ばやし 四月三十日、五月一日
境内は東西に長く、参道入口から本殿まで雑壇状に高くなる。 社叢は常緑広葉樹林と針葉樹林に大別される。春の祭礼には神樂・太刀振、籠ばやしが奉納され、貴重な神社景観を今に伝えている。	境内地は加悦街道からやや奥に入った山麓の丘陵地を占める。 入口から本殿まで雑壇状に高くなり、密度の高い境内林に囲まれ、本殿周辺の静謐さを保つ。例祭として華やかな曳山行事が行われる。	本殿は涌田山の東南中腹に鎮座する。山には約三〇基の古墳が集中し、境内では神事芸能である芝むくり（ちやあ）が奉納されるなど、様々なものが文化的な景観を形成しており貴重である。	本殿は天明元年（一七八一）の建立で、入母屋造、妻入という丹後地方では例のない建物。本殿左方の山麓はシイ、カシ等の常緑広葉樹で、特にシイの自然林は貴重なものである。	境内は東西に長く、参道入口から本殿まで雑壇状に高くなる。 社叢は常緑広葉樹林と針葉樹林に大別される。春の祭礼には神樂・太刀振、籠ばやしが奉納され、貴重な神社景観を今に伝えている。
昭和60年5月15日	昭和60年5月15日	平成16年3月19日	平成9年3月14日	平成15年3月14日

京都府指定・登録等文化財・文化財環境保全区及び選定保存技術件数一覧

(平成16年3月19日現在)

種別 区 年 度 分 数	有形文化財								無形 文化 財	无形民俗文化財				記念物				合 計	文化財 環境保 全区(選 定)	選 定保 存技 術(選 定)	總 合			
	建造物		美術工芸品							風 俗 習 慣	民 俗 芸 能	小 計	史 跡 勝	名 勝	天 然 記 念 物	小 計								
	件 数	棟 場	絵 画	彫 刻	工 芸	書 籍	古 文 書	考 古 資 料		△1	△1	△2	△1	△2	△1	△2	△1							
指 定 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 計	57	△3 9	△5 16	2	4	7	1	1	△2 (認定1) 15	△1 1	△1 1	△2 (認定1) 17	△1 1	△1 3	4	6	3	2	11	△7 40	15	△7 55		
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		2		△1 2	△1 1		△1 17	2	4	6	2	3	1	6	△3 38	9	△3 47	
	59	△1 7	△3 18	3	3	2		1	△2 (認定1) 10	△1 1	△1 1	△2 (認定1) 11	1	1	6	7	2	3	1	6	△1 31	13	△4 42	
	60	△1 7	△2 11	3	3	2		2		△1 2	△1 1								△2 23	4	△2 27			
	61	△1 10	△15 39		1		1	1	△1 12			△1 3							△1 2	△2 18	5	△2 23		
	62	3	8	3	3			4		△1 4	△1 2							1	1	3	18	4	△1 22	
	63	△1 3	△6 11	3	3	1		3	△1 1	△1 11								1	1	2	16	1	△1 18	
	元	4	9	2	1				△1 2	△1 1	△1 7	△1 (認定1) 2	△1 1					1	1	2	16	1	△2 17	
	2	1	1	1	1	4		5	3		12			3	3	3	1	1	2	18	2	△1 2	22	
	3		△1 6	12	3	2	4	2	1		12	△1 (認定4) 4	△3 1							△3 22		△4 (認定1) 1	23	
	4	△1 4	△4 16	1	1				1	3								1	1	2	9	1	△1 10	
	5	5	13	1	1	1	1	1	1		5							1	1	11	1		△1 12	
	6									△1 1									△1 1					△1 15
	7	2	6		2	2		2	1	2	9	△1 (認定2) 1							12	1				△1 13
	8	3	6	2	2	1		2		△1 2	9								△1 12	2	△1 2	2	16	
	9	3	9	1	1	1	1	1	2	△1 (認定2) 1	1	△1 (認定1) 8	1				1			1	13	1		14
	10	3	14	2	1	1		1	1	1	2	8						1	1	12	1			13
	11	2	17	2	2		1	1	1		6							1	1	9	1			10
	12	△1 3	△1 12	2	1	1		2	1	△1 1	8							1	1	12	1	△2 (認定1) 1	14	
	13	5	20	2	1	1	1	1	1		7							1	1	13	1			14
	14	4	11	1	1	1	1	1	1		7							1	1	12	1			13
	15	3	10	1	1	2	2	2		△1 2	8							1	1	12	1			13
	計	△11 98	△40 290	△1 43	△1 41	△1 36	△1 11	△5 36	△1 18	△1 12	△10 197	△6 △6 (認定1) 2	△1 11	△1 7	△2 13	△2 20	△1 21	△1 17	△2 15	△32 53	△32 381	△3 65	△4 △3 7 453	
登 録	57	△2 25	△7 44	5	2	4		1		△2 12			6	6						△4 43				△4 43
	58	7	11		2	1				3			4	4				▲1 5	▲1 5	▲1 19			▲1 19	
	59	▲1 11	▲1 15		2					2			5	5				▲1 1	1	19			▲1 19	
	60	5	11		2					2		1	1	5	6			1	1	19			14	
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8		6	3	9				23				23	
	62	4	10		2		2			4		2	5	1	6					16			16	
	63	1	5									4	1	5						6			6	
	元	2	8		1					1		4	2	3	5					12			12	
	2	2	2	2					2		1	3	3						8			8		
	3	1	1								2	2							3			3		
	4	△1 4	△1 5				3		3			2	2						△1 9			△1 9		
	5	1	1									2	2						3			3		
	6	2	3									1	1						3			3		
	7	2	3									1	1						3			3		
	8	1	1									1	1	2					3			3		
	9	1	4									1	2	3					4			4		
	10	1	2							2		1	1						4			4		
	11	1	1			1			1		2	1	1						5			5		
	12	1	1									1	1						2			2		
	13	1	1									1	1						2			2		
	14	1	1									1	1						2			2		
	15	1	1									1	1						2			2		
	計	△3 81	△8 140	△2 8	△10 10	9	1	8	1	1	38		12	23	45	68			▲1 6	▲1 6	△3 205		△5 △2 205	
合 計	△14 ▲1	△48 ▲1	△1 △3	△1 △5	△1 △6	△1 △12	△1 △12	△2 △6					△1 △1	△2 △1	△2 △1	△1 △1		△2 △1	△2 △1	△3 △2	△3 △2	△3 △3	△2 △2	
	179	430	51	51	45	12	44	19	13	235	11	14	30	58	88	21	17	21	59	586	65	7	658	

(注) ①建造物の棟(基)数は、件数に含まず。②△印は、重要文化財等に指定されたため、府の指定・登録解除となった件数(棟数)で内数。③▲印は、焼失等により、府の登録が取消となる件数(棟数)で内数。④無形文化財、選定保存技術の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含まず。

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成16年8月1日)

※国指定文化財に指定されたため京都府の指定（登録）が解除（取消し）となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の消失により府の登録が取消しとなった件数は含まれない。

京都の文化財（第二十二集）

平成十六年十一月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

編集
京都府教育庁指導部
京都府教育委員会
文化財保護課

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています